

県土整備部所管事項

令和3年5月

県土整備部

目 次

(組織機構)

令和3年度県土整備部組織機構	1
令和3年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上）	4

(令和3年度当初予算)

県土整備部令和3年度当初予算のポイント・主要事業	9
--------------------------	---

(公共事業総合政策)

第三次三重県建設産業活性化プラン	15
入札・契約制度	21
総合評価方式	24
不当要求根絶に向けた取組	27

(道路整備)

幹線道路網（高規格道路・直轄国道）の整備	28
県管理道路の整備	32
道路の維持管理	35
交通安全対策	38

(流域整備)

流域治水の推進	42
河川の整備	43
土砂災害対策の推進	48
港湾・海岸の整備	51

(都市政策)

都市政策の推進	56
下水道の整備	60

(住まい政策)

適確な建築・開発行政の推進	64
住宅・建築物の耐震対策	66
住宅政策の推進	68

(工事検査)

工事検査	71
------	----

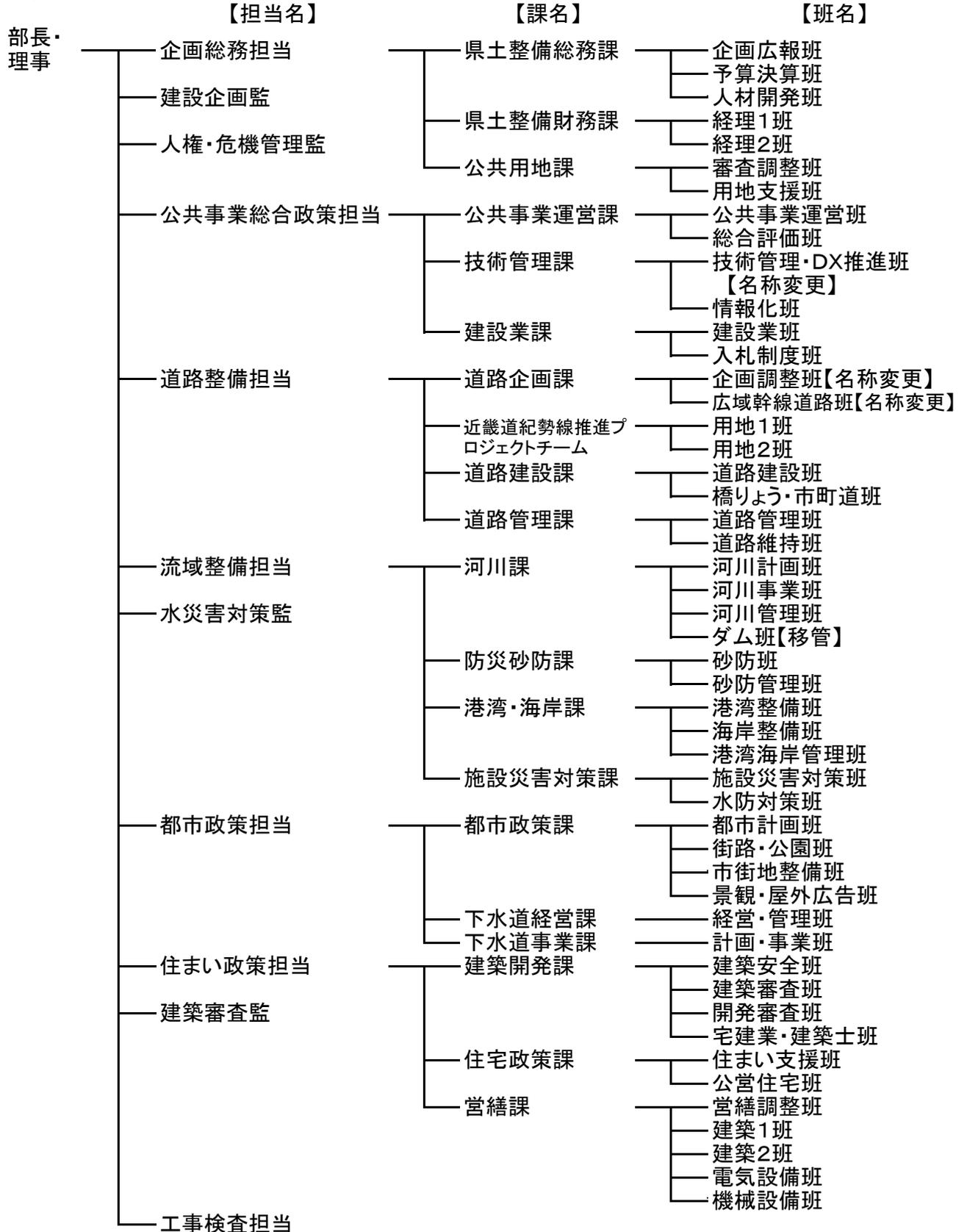
令和3年度県土整備部組織機構

1. 本庁

(1) 主な組織改正

- ・ 技術管理課において、「技術管理班」を「技術管理・DX推進班」に名称変更。
- ・ 道路企画課において、「道路企画班」を「企画調整班」に、「高速道推進班」を「広域幹線道路班」に名称変更。
- ・ 防災砂防課の「ダム班」を河川課へ移管。

(2) 組織

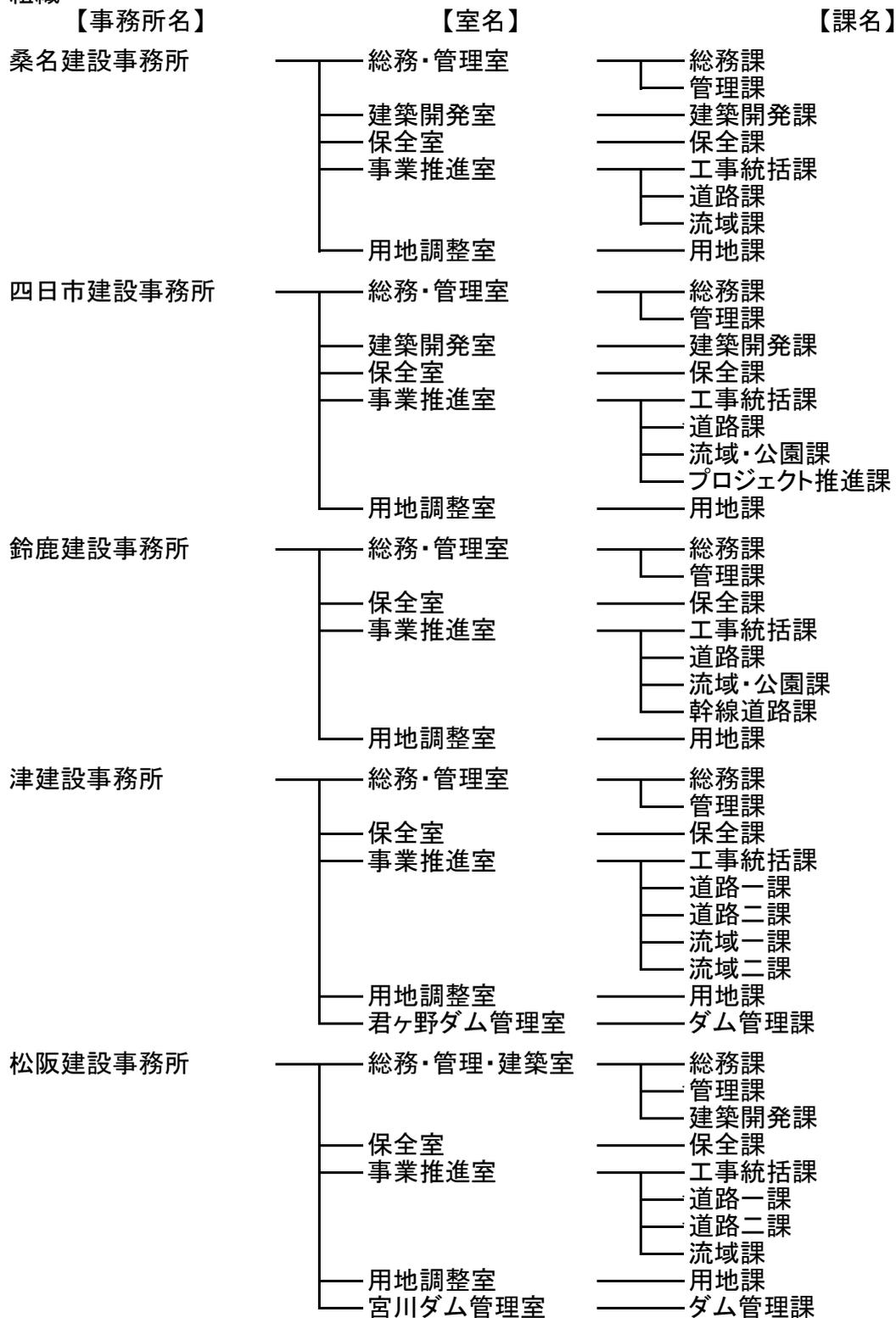


2. 地域機関

(1) 主な組織改正

令和3年度は組織改正なし。

(2) 組織



【事務所名】	【室名】	【課名】
伊勢建設事務所	総務・管理室	総務課 管理課
	建築開発室	建築開発課
	保全室	保全課
	事業推進室	工事統括課 道路一課 道路二課 流域一課 流域二課
	用地調整室	用地課
志摩建設事務所	総務・管理・建築室	総務課 管理課 建築開発課
	保全室	保全課
	事業推進室	工事統括課 道路課 流域課
	用地調整室	用地課
	鳥羽地域プロジェクト推進室	事業課
伊賀建設事務所	総務・管理室	総務課 管理課
	建築開発室	建築開発課
	保全室	保全課
	事業推進室	工事統括課 道路課 流域課 幹線道路課
	用地調整室	用地課
尾鷲建設事務所	総務・管理・建築室	総務課 管理課 建築開発課
	保全室	保全課
	事業推進室	工事統括課 道路・公園課 流域課
	用地調整室	用地課
	熊野建設事務所	総務・管理・建築室
保全室		保全課
事業推進室		工事統括課 道路課 流域課
用地調整室		用地課
小計 10建設事務所		
北勢流域下水道事務所	総務・用地室	総務・用地課
	事業推進室	保全課 施設課 工務課
中南勢流域下水道事務所	総務・用地室	総務・用地課
	事業推進室	保全課 施設課 工務課
小計 2流域下水道事務所		
計 12事務所		

令和3年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上）

令和3年4月1日現在

【本庁】

課名	職名	氏名	備考
	県土整備部長	水野宏治	
	県土整備部理事	真弓明光	
	副部長 (企画総務担当)	山本英樹	
	副部長 (公共事業総合政策担当)	佐竹元宏	
	次長 (道路整備担当)	関泰弘	
	次長 (流域整備担当)	森木忠彦	
	次長 (都市政策担当)	古澤忠士	
	次長 (住まい政策担当)	岡村佳則	
県土整備総務課	課長	北口哲士	企画総務担当
県土整備財務課	課長	小川博史	
公共用地課	課長	森川成	
建設企画監		繁田憲一	
人権・危機管理監		服部睦	
公共事業運営課	課長	向井田亮	公共事業総合政策担当
	副課長兼班長	喜多啓作	
技術管理課	課長	松並孝明	
	副参事兼班長	川部克彦	
建設業課	課長	宮口友成	
道路企画課	課長	小菅真司	
近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム (熊野市駐在)	参事兼担当課長	竹内正幸	
	副参事	檜作明治	
	副参事	岡田健	
道路建設課	課長	南賢	
道路管理課	課長	関山治利	
	副課長兼班長	森田透	

課名	職名	氏名	備考
河川課	課長	友田 修 弘	流域整備担当
	副参事	島地 昭 寿	
防災砂防課	課長	須賀 真 司	
港湾・海岸課	課長	松橋 陽一郎	
施設災害対策課	課長	西岡 欣 也	
水災害対策監		角田 保	
都市政策課	課長	林 幸 喜	都市政策担当
	副課長兼班長	大下 賢 一	
下水道経営課	課長	井畑 晃 洋	
	副参事	石橋 弘 安	
下水道事業課	課長	東 幸 伸	
建築開発課	課長	杉野 健 司	住まい政策担当
住宅政策課	課長	石塚 孝 昭	
	副課長兼班長	今西 亮 一	
営繕課	課長	吉村 厚 哉	
	副参事兼班長	多賀 雄 伸	
建築審査監		太田 寿 弘	
工事検査総括監		山田 秀 樹	工事検査担当
検査監		安藤 亨	
検査監		佐脇 浩一郎	
検査監		田中 利 幸	
検査監		橋本 直 也	
検査監		谷崎 寧	
検査監		吉田 博 和	

【地域機関】

事務所名	職 名	氏 名	備考
桑名建設事務所	所長	千 種 藤 紀	
	副所長兼総務・管理室長	三 林 孝 人	
	副所長兼保全室長	結 城 健 治	
	建築開発室長	福 田 浩 之	
	事業推進室長	藤 本 佳 久	
	用地調整室長	小 林 直 弘	
四日市建設事務所	所長	城 本 典 洋	
	副所長兼総務・管理室長	坂 口 和 弘	
	副所長兼保全室長	内 山 敦 史	
	建築開発室長	中 根 大 宇	
	事業推進室長	浅 野 覚	
	用地調整室長	森 田 収	
	技術管理監	内 山 幸 治	
鈴鹿建設事務所	所長	片 田 悟	
	副所長兼総務・管理室長	浅 生 孝 彦	
	副所長兼保全室長	高 柳 伸 浩	
	事業推進室長	橋 本 賢 二	
	用地調整室長	田 堀 久 哉	
津建設事務所	所長	高 木 和 広	
	副所長兼総務・管理室長	山 口 敬 史	
	副所長兼保全室長	作 田 敦	
	事業推進室長	笹 尾 紀 仁	
	用地調整室長	森 河 武 彦	
	君ヶ野ダム管理室長	和 田 秀 樹	

事務所名	職 名	氏 名	備考
松阪建設事務所	所長	上 村 告	
	副所長兼総務・管理・建築室長	前 田 政 一	
	副所長兼保全室長	森 茂 也	
	事業推進室長	長 井 貴 裕	
	用地調整室長	谷 出 慎 一	
	宮川ダム管理室長	石 渡 充	
	技術管理監	増 田 伴 哉	
伊勢建設事務所	所長	梅 川 幸 彦	
	副所長兼総務・管理室長	長 岡 敏	
	副所長兼保全室長	大 川 義 摩	
	建築開発室長	尾 崎 幹 明	
	事業推進室長	林 田 充 弘	
	用地調整室長	吉 澤 晃	
	技術管理監	水 谷 亨	
志摩建設事務所	所長	山 口 成 大	
	副所長兼総務・管理・建築室長	中 川 裕 嗣	
	副所長兼保全室長	河 邊 努	
	事業推進室長	梶 本 浩 盟	
	用地調整室長	阪 本 信 好	
	鳥羽地域プロジェクト推進室長	斎 藤 敏 行	
伊賀建設事務所	所長	川 上 正 晃	
	副所長兼総務・管理室長	中世古 和 則	
	副所長兼保全室長	富 永 大 介	
	建築開発室長	新 正 和	
	事業推進室長	濱 瀬 賢 司	
	用地調整室長	仲 川 義 久	

事務所名	職 名	氏 名	備考
尾鷲建設事務所	所長	松 本 英 之	
	副所長兼総務・管理・建築室長	出 口 裕 功	
	副所長兼保全室長	野 呂 守	
	事業推進室長	水 谷 覚	
	用地調整室長	大 西 雅 士	
熊野建設事務所	所長	大 江 浩	
	副所長兼総務・管理・建築室長	辻 健 一	
	副所長兼保全室長	若 林 信 彦	
	事業推進室長	浅 田 昌 博	
	用地調整室長	川 瀬 豪 利	
北勢流域下水道事務所	所長	長 瀬 功 起	
	副所長兼総務・用地室長	杉 谷 吉 彦	
	副所長兼事業推進室長	久保田 秀 幸	
中南勢流域下水道事務所	所長	上 田 利 彦	
	副所長兼総務・用地室長	瀬 古 敦 司	
	副所長兼事業推進室長	松 田 学	

県土整備部

令和3年度当初予算のポイント・主要事業

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

- (1) 令和3年は紀伊半島大水害および東日本大震災から10年の節目の年に当たります。近年の激甚化・頻発化する風水害や切迫する地震災害等に屈しない、強靱な県土づくりが不可欠です。このため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に講じ、防災・減災、国土強靱化を強力に推進します。「3か年緊急対策」で残る取組の加速化に加え、インフラの老朽化対策やミッシングリンクの解消、流域治水対策等を加速します。
- (2) 暮らしの安全・安心を実感していただけるよう身近な課題への対策を強化します。警察等と連携した路面表示の改善や通学路等の交通安全対策、官民連携による河川堆積土砂撤去等を加速します。また、良好な住生活環境を保全するため、流域下水道の整備、住宅・建築物の耐震化、県営住宅の改修を推進します。
- (3) コロナ時代の社会変容に対応し、インフラへの新たな価値を創造しつつ、豊かで活力ある地方創生を実現します。このため、未来も見据えながら、高度な管理を実現するインフラDXや、駅周辺における公共空間の再生、地元との協働を含めたグリーン化、都市公園を活用したワーケーション等を推進します。
- (4) 令和3年度に開催される「三重とわか国体」「三重とわか大会」に向け、会場へのアクセスルートの開通に向けた整備を着実に推進します。さらに、両大会および「第9回太平洋・島サミット」に向けた道路維持管理について、安全かつ快適な移動を確保するため、必要な対策を実施します。
- (5) 質の高い社会資本ストックを形成するとともに、地域経済を下支えするため、「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づく労働環境の改善やICTの活用、不当要求対策の強化等に取り組みながら、公共事業を効率的かつ円滑に実施し、早期の執行を確保します。

2 主な重点項目

(1) 防災・減災、国土強靱化の加速化

◎ 河川事業

予算額 8,508,812千円

[河川課(224-2682)]

[防災砂防課(224-2730)]

(15,912,210千円

※R2年度2月補正予算含みベース)

※うちR2年度2月補正予算 7,403,398千円(5か年加速化対策分)

河川改修等により治水安全度の向上を図るとともに、大型水門・ダム等の耐震対策や、長寿命化計画に基づく計画的な施設の修繕・更新を進めます。避難に資するソフト対策としては、洪水浸水想定区域図の作成を進めます。流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するため、流域治水プロジェクトを着実に進めます。

◎ 砂防事業

予算額 4,135,554千円

[防災砂防課(224-2697)]

(6,844,604千円

※R2年度2月補正予算含みベース)

※うちR2年度2月補正予算 2,709,050千円(5か年加速化対策分)

砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設の整備を進めます。また、避難に資するソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定を令和3年度の早期の完了に向け進めるとともに、開発等で地形改変などがあつた箇所を抽出し、2巡目の基礎調査に取り組みます。

◎ 海岸改修事業

予算額 2,194,814千円

[港湾・海岸課(224-2690)]

(3,806,014千円

※R2年度2月補正予算含みベース)

※うちR2年度2月補正予算 1,611,200千円(5か年加速化対策分)

堤防等の高潮・侵食対策、耐震対策、海岸堤防強靱化対策を進めます。

◎ 緊急輸送道路機能確保事業

予算額 4,725,404千円

[道路建設課(224-2672)]

[道路管理課(224-2677)]

(5,589,604千円

※R2年度2月補正予算含みベース)

※うちR2年度2月補正予算 864,200千円(5か年加速化対策分)

災害発生時に対応できる輸送機能確保のため、緊急輸送道路等の橋梁耐震化やのり面の防災対策を進めます。

◎ 無電柱化事業

予算額 463,000千円

[都市政策課(224-2706)]

(524,999千円

※R2年度2月補正予算含みベース)

※うちR2年度2月補正予算 61,999千円(5か年加速化対策分)

電柱倒壊の危険性の高い市街地の緊急輸送道路の区間において、電線類の地中化を進めます。

◎ 直轄道路事業

予算額 9,453,332千円 [道路企画課(224-2739)]
(11,958,332千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)
※うちR2年度2月補正予算 1,905,000千円(5か年加速化対策分)
600,000千円(その他分)

国土強靱化に資する幹線道路網の形成を促進します。

◎ 道路改築事業

予算額 10,142,620千円 [道路建設課(224-2630)]
(13,949,870千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)
※うちR2年度2月補正予算 619,000千円(5か年加速化対策分)
3,188,250千円(その他分)

道路ネットワークの形成や第二次緊急輸送道路等の整備に向けて、計画的かつ効果的・効率的な道路整備を進めます。

◎ 道路インフラメンテナンス事業

予算額 2,525,918千円 [道路管理課(224-2677)]
(4,355,468千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)
※うちR2年度2月補正予算 1,829,550千円(5か年加速化対策分)

道路利用者が安全・安心に利用できるよう、橋梁等道路施設について、計画的な点検、効果的な修繕を着実に進めます。

◎ 港湾事業

予算額 826,250千円 [港湾・海岸課(224-2691)]
(1,036,250千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)
※うちR2年度2月補正予算 210,000千円(5か年加速化対策分)

港湾施設の定期点検・補修を実施するとともに、岸壁等の老朽化対策を進めます。

◎ 流域下水道事業

予算額 6,705,173千円 [下水道事業課(224-2725)]
(7,117,573千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)
※うちR2年度2月補正予算 412,400千円(5か年加速化対策分)

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を推進するとともに施設の老朽化対策を進めます。

(2) 身近な課題への対策の強化

◎ 道路維持管理・交通安全対策事業

予算額 7, 536, 397千円 [道路管理課 (224-2677)]

道路利用者が安心・快適に利用できるよう、剥離が進んだ区画線については継続的に引き直しを実施するなど適切な維持管理を行うとともに、通学児童等の安全確保を図る対策などを進めます。

◎ 河川堆積土砂対策事業

予算額 2, 258, 112千円 [河川課 (224-2686)]

河川堆積土砂の撤去および河川内の樹木の伐採を、関係市町と優先度を検討しながら、連携して実施します。

◎ 流域下水道事業 【再掲】

予算額 6, 705, 173千円 [下水道事業課 (224-2725)]

(7, 117, 573千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を推進するとともに施設の老朽化対策を進めます。

◎ 住宅・建築物耐震促進事業

予算額 170, 751千円 [住宅政策課 (224-2720)]

[建築開発課 (224-2752)]

戸別訪問等により住宅耐震化を促進するとともに、木造住宅の耐震診断、耐震補強、除却等を支援するほか、低コストの補強工法等の普及を図るため、設計者や施工者向けの講習会を開催します。また、避難路沿道建築物の耐震診断や耐震改修等に対する支援を行います。

◎ 公営住宅建設事業

予算額 268, 005千円 [住宅政策課 (224-2703)]

既存県営住宅の施設の長寿命化のため、外壁改修および屋上防水改修工事等を行うとともに、安全、安心および快適な住環境整備のため、住戸内の改修工事を行います。

◎ 建築基準法施行事業

予算額 11, 228千円 [建築開発課 (224-2752)]

不特定多数の者が利用する既存建築物の適正な維持保全のための指導・助言を行うとともに、新築建築物等の完了検査など建築基準法の遵守を促します。

(3) コロナ時代の社会変容への対応

◎ 河川事業 【再掲】

予算額 8,508,812千円 [河川課(224-2682)]

(15,912,210千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)

簡易型河川監視カメラをはじめとする水害リスク情報の発信など、DXの推進に取り組みます。

◎ 道路維持管理・交通安全対策事業 【再掲】

予算額 7,536,397千円 [道路管理課(224-2677)]

道路利用者が安心・快適に利用できるよう、適切な維持管理を行うとともに、AI技術等デジタル化による維持管理の高度化・省力化を目指すための検討を進めます。

◎ 道路調査

予算額 20,550千円 [道路企画課(224-2739)]

津駅周辺の道路空間の活用について、整備方針や事業計画等の具体化に向けた検討を進めます。

◎ (一部新^{※1}) 都市計画策定事業

予算額 53,296千円 [都市政策課(224-2718)]

都市計画決定(変更)の基礎資料とするため、人口規模や土地利用等に関する現況および将来の見通しについての基礎調査を行うとともに、広域緑地計画の改定を進めます。

◎ 都市公園整備事業

予算額 167,475千円 [都市政策課(224-2706)]

ワーケーション推進に必要な公園整備や新たな賑わいを創出するためのPark-PFI手法による公園整備を進めます。

◎ (新^{※2}) 公園から地域を元気に! 運動で健康プロジェクト事業

予算額 3,440千円 [都市政策課(224-2706)]

<事業実施期間:令和3年度>

「みんな」がいつでも効果的に運動できることをめざし、健康遊具のない県営都市公園内に健康遊具を備えた健康増進エリアを設置します。

◎ (新^{※2}) みんなが健康に過ごせる公園を目指す事業

予算額 2,546千円 [都市政策課(224-2706)]

<事業実施期間:令和3年度>

コロナ禍の中、「みんな」が安心して公園を利用できることをめざし、県営都市公園内にある既存の公園遊具や休憩施設に抗菌加工を実施します。

※1 新たに基礎調査等を実施するため、一部新規事業(一部新)としています。

※2 みんなつくり予算で新たに実施するため、新規事業(新)としています。

(4) 「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」等に向けた道路整備

◎ 直轄道路事業 【再掲】

予算額 9,453,332千円 [道路企画課(224-2739)]

(11,958,332千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)

東海環状自動車道、「命の道」近畿自動車道紀勢線や北勢バイパス、中勢バイパス等の幹線道路網の形成を促進します。

◎ 道路調査 【再掲】

予算額 20,550千円 [道路企画課(224-2739)]

鈴鹿亀山道路の事業化に向け、整備手法の検討を進めます。

◎ 道路改築事業 【再掲】

予算額 10,142,620千円 [道路建設課(224-2630)]

(13,949,870千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)

「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」における会場へのアクセスルートなどの道路ネットワークの形成や第二次緊急輸送道路等の整備、地域ニーズへの的確な対応に向けて、計画的かつ効果的・効率的な道路整備を進めます。

◎ 道路維持管理・交通安全対策事業 【再掲】

予算額 7,536,397千円 [道路管理課(224-2677)]

道路利用者が安心・快適に利用できるよう、剥離が進んだ区画線については継続的に引き直しを実施するなど適切な維持管理を行います。

(5) 公共事業の円滑な実施による早期執行の確保

◎ 公共事業評価制度事業

予算額 726千円 [公共事業運営課(224-2915)]

「三重県公共事業評価審査委員会」を開催し、公共事業の再評価・事後評価を行うことにより、公共事業を取り巻く状況の変化に対応し、適正な執行を行います。

◎ 入札等監視委員会開催事業

予算額 396千円 [建設業課(224-2723)]

「三重県入札等監視委員会」を開催し、公共工事の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した入札契約制度の改善、適正な運用を行います。

◎ 公共工事設計積算システム事業

予算額 164,258千円 [技術管理課(224-2208)]

設計積算システムについて、業務を効率化できるよう週休2日制工事やICT活用工事に係る積算を自動化・省力化する機能や積算基準の改定に迅速に対応する機能を付加し、更新を行います。

第三次三重県建設産業活性化プラン

1 概要

地域の建設業は県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕はもとより、地域の安全・安心や雇用の確保などの重要な役割を担っています。

建設業がその役割を今後も果たしていくためには、将来にわたり地域の建設業の担い手を確保していくことが重要な課題ととらえ、働き方改革の視点を踏まえ、令和2年3月に策定した「第三次三重県建設産業活性化プラン」（以下「第三次活性化プラン」という。）により建設業の活性化に取り組んでいます。計画期間は、令和5年度までの4年間としています。

また、発注者間の連携を強化するために設置した中部ブロック発注者協議会三重県部会において、第三次活性化プランの趣旨を市町へ周知し協働して取組を進めていきます。

2 令和3年度の主な取組

(1) 取組1 担い手確保や労働環境改善の取組

建設業の最優先課題である担い手確保や長時間労働の是正、労働者の処遇改善などの労働環境改善の取組を進めます。

【主な施策】

- ① 若手入職者確保・育成（定着）の支援
 - ・ 建設企業と教育機関との連携の支援（インターンシップや出前講座など）
 - ・ 建設業の魅力発信の支援（現場見学会や女子学生交流会の開催）
- ② 長時間労働の是正と労働環境改善
 - ・ 週休二日制工事の拡大（対象工事の拡大、経費の補正）
 - ・ 適正な下請契約の促進
（技能労働者の賃金実態〈工事全体に占める労務費〉調査）
 - ・ 建設キャリアアップシステム活用（モデル工事を試行）

(2) 取組2 生産性向上への取組

担い手不足を補い、建設業を持続可能とするため、情報通信技術の活用等による生産性向上の取組を進めます。

【主な施策】

- ① 生産性の向上
 - ・ 施工時期の平準化（配置予定技術者の要件緩和）
- ② 建設現場での情報通信技術の活用
 - ・ ICT活用工事の推進（適用工種の拡大）
 - ・ BIM/CIMの導入に向けた取組（モデル事業の試行）

(3) 取組3 技術の承継や新技術の活用に向けた取組

社会資本の整備や維持修繕の担い手として期待される役割が将来にわたり果たされるよう、技術や技能の承継や新技術の活用に向けた取組を進めます。

【主な施策】

① 若手技術者の登用の促進

・入札契約制度の改善

（総合評価方式において若手技術者の配置を考慮した評価の試行）

（県発注工事の若手技術者等配置実績を工事成績で評価）

（優良工事表彰制度に若手技術者部門の創設）

② 新技術（情報通信技術等）の活用

・ICT活用工事の推進【再掲】

(4) 取組4 地域維持や災害対応への体制強化の取組

維持修繕業務や災害時の緊急対応など、地域の安全・安心を確保する体制強化の取組を進めます。

【主な施策】

① 地域維持への体制強化

・地域維持型業務委託・工事の改善

② 災害対応への体制強化

・建設企業の災害対応力の維持・向上

（建設企業の事業継続計画（BCP）策定の促進）

・複数の建設企業による災害対応訓練の支援

(5) 取組5 適正な利潤の確保や安定経営への取組

建設業が将来にわたり存続できるよう、適正な利潤の確保や安定経営に向けた取組を進めます。

【主な施策】

① 適正な利潤の確保

・ダンピング受注の防止

・適正な予定価格の設定と適切な設計変更

② 計画的な入札参加の促進

・発注見通しの改善（工事規模の細分化表示等）

③ 受注機会の確保

・入札契約制度の改善

（総合評価方式における工事成績点の評価方法の見直し）

第三次三重県建設産業活性化プラン 概要版

1 策定の趣旨

地域の建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕はもとより、地域の安全・安心や雇用の確保など、重要な役割を担っています。

しかしながら、就業者の高齢化、若年就業者の減少が進行しており建設企業の経営環境は厳しい状況となっています。将来の担い手を確保し、建設業が社会資本の整備・維持修繕や災害対応などの役割を今後も果たすために、第三次三重県建設産業活性化プランを策定し、建設業の活性化に取り組みます。

2 将来ビジョン

「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」 ～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

3 取組方向

建設業の活性化のためには、将来にわたり地域の建設業の担い手を確保していくことが重要な課題ととらえ、働き方改革の視点をふまえて、新三重県建設産業活性化プラン（以下前活性化プランという。）に引き続き入札・契約制度の改善を中心に取組を進めます。

4 計画期間

令和2年度～令和5年度

5 建設業に期待する役割

(1) 社会資本の整備と維持修繕を担う建設業

建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備や、高度経済成長期に整備され、老朽化が進む社会資本を適切に維持し、品質・機能を確保する役割が期待されています。



一般国道477号四日市湯の山道路改築事業
(孤野町)



宇治山田港海岸整備事業
(伊勢市)



道路の除雪作業
(いなべ市)

(2) 地域の安全・安心を担う建設業

建設業は、頻発・激甚化する水害・土砂災害や南海トラフ地震の発生が危惧される中で発災後の迅速な復旧・復興作業や、家畜伝染病の発生時における防疫作業など、地域の安全・安心を確保する役割が期待されています。



平成29年10月 台風第21号 国道166号 土砂崩落 緊急対応状況
(松阪市)



令和元年7月 CSF緊急対応状況
(いなべ市)

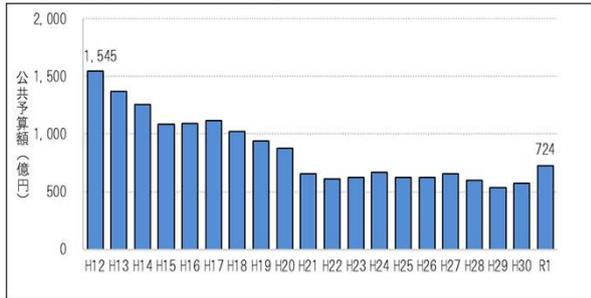
(3) 地域の雇用を担う建設業

建設業は、地域の主要な産業として、雇用を確保し経済活動を支えるという重要な役割が期待されています。

6 建設業をとりまく現状

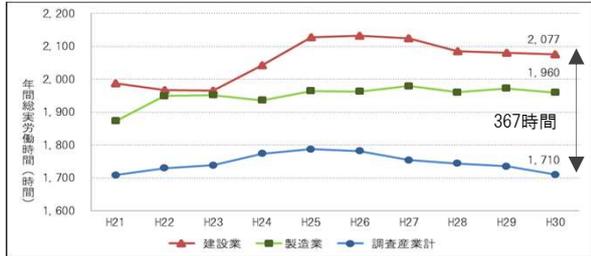
1. 公共予算額

三重県の公共予算額は、平成12年度の1545億円と比べると半減しています。



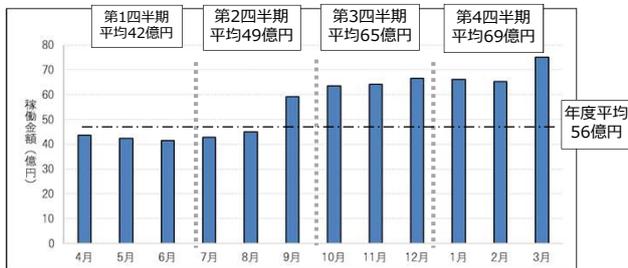
3. 労働時間

県内建設業の年間総実労働時間は、全産業平均と比較して年間300時間以上、長い状況となっています。



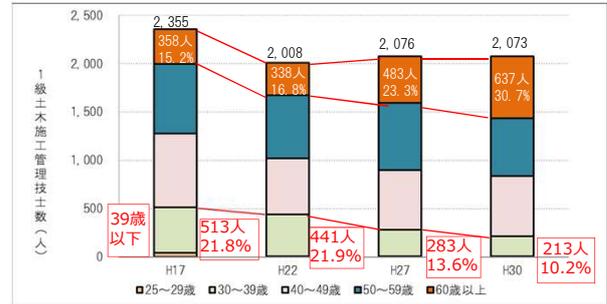
5. 月別額稼働金額状況

上半期は少なく、下半期は多い状況となっています。



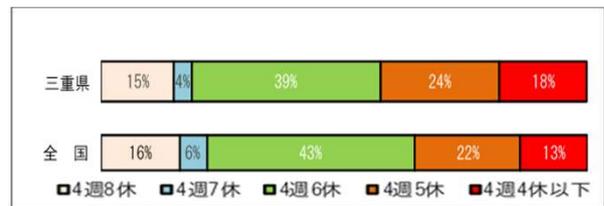
2. 1級土木施工管理技士数

39歳以下が占める割合が、平成30年度では10.2%まで低下しています。



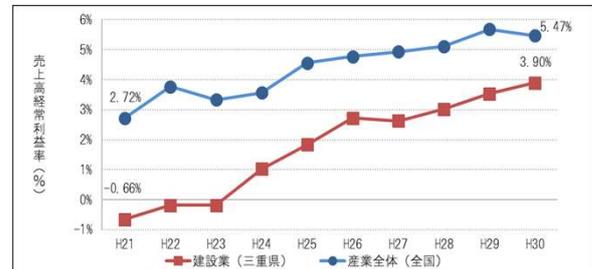
4. 休日の状況

三重県発注工事において、4週8休となっているのは15%で週休二日が進んでいません。



6. 売上高経常利益率

産業全体と比べると依然低い値となっています。



7 建設業の課題

(1) 現状を踏まえた課題

- ・県内の建設企業の多くは、公共工事に依存しており、地域維持や災害対応を担う企業の存続のため公共工事の安定的な確保が必要。
- ・就業者数が減少する中、それを補うべき若年入職者の数は不十分となっており、担い手の確保が必要。
- ・長時間労働の是正や、週休二日の確保が必要。
- ・売上高経常利益率は、産業全体に比べて低い値となっており、経営状況は厳しく、利潤の確保が必要。

(2) 新・担い手3法への対応 <品確法における発注者の責務>

- ・働き方改革の推進 (適正な工期設定、施工時期の平準化、適切な設計変更)
- ・生産性の向上への取組 (情報通信技術の活用等による生産性向上)
- ・災害時の緊急対応強化 (緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択、災害協定の締結など)

8 前活性化プランの検証

- ・若手技術者の登用を促進するため、技術者の工事実績を評価しない工事などを試行しましたが、熟練技術者が優先して配置されたことから取組が進みませんでした。
- ・地域維持型業務の拡大 (道路除草業務を追加) により維持修繕工事に占める地域維持型JVの施工率が上昇し、地域の建設企業による包括的な維持修繕の促進に効果がありました。
- ・最低制限価格の上限撤廃などにより、落札率や売上高経常利益率が上昇し、適正な利潤の確保に一定の効果がありました。

9 取組目標と取組施策

「建設業の現状を踏まえた課題」、「新・担い手3法への対応」、「前活性化プランの検証」を踏まえ、5つの取組方針により建設業の活性化を進めます。

取組1 担い手確保や労働環境改善の取組

建設業の最優先課題である担い手確保や長時間労働の是正、労働者の処遇改善などの労働環境改善の取組を進めます。

目標項目	現状値					目標値				
	H30	R2	R3	R4	R5	H30	R2	R3	R4	R5
週休二日制工事(4週8休)達成率	21%	40%	50%	60%	70%					
週休二日制工事(4週8休)達成率=4週8休を達成した工事件数/月二回土日完全週休二日制工事件数										

①若手入職者確保・育成（定着）の支援

1.建設企業と教育機関との連携の支援	・産学官で構成する「三重県建設産業担い手確保・育成協議会」を活用し、教育機関との連携によるインターンシップや出前講座（実習授業の充実）などを支援。
2.入札契約制度の改善	・総合評価方式において、担い手確保、育成に取り組む建設企業の評価を検討。
3.建設業の魅力発信の支援	・小中学生や保護者等を対象とした現場見学会などを開催。 ・建設企業の女性技術者と女子学生との交流会を開催。

②長時間労働の是正と労働環境改善

1.週休二日制工事の拡大	・月二回土日完全週休二日制工事を段階的に拡大。 ・月二回土日完全週休二日制工事において、4週8休を達成した工事を工事成績で評価。 ・市町発注工事での週休二日制工事の促進を要請。
2.適正な下請契約の促進	・適正な下請契約（適切な工期の確保、標準見積書の活用など）を促進。 ・建設キャリアアップシステム [※] の建設現場での活用を促進。 ・技能労働者の賃金の実態（工事全体に占める労務費など）を調査。

※ 技能者の現場における就業履歴や保有資格などを、技能者に配布するICカードを通じ、業界統一のルールでシステムに蓄積することにより、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指すシステム。

取組2 生産性向上への取組

担い手不足を補い、建設業を持続可能とするため、情報通信技術の活用等による生産性向上の取組を進めます。

目標項目	現状値					目標値				
	H30	R2	R3	R4	R5	H30	R2	R3	R4	R5
公共事業の平準化率	75.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%					
公共事業の平準化率(稼働金額) = 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額										

①生産性の向上

1.施工時期の平準化	・施工時期の平準化の取組「さしすせそ」 [※] を推進。 ・市町発注工事の施工時期の平準化の取組を要請。 ・現場技術者の効率的な配置を促すため、配置予定技術者の要件を緩和。
2.書類の簡素化等	・契約、工事関係書類の簡素化を推進。

※（さ）債務負担行為の活用（し）柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)（す）速やかな繰越手続き（せ）積算の前倒し（そ）早期執行のための目標設定(執行率の設定、発注見通しの公表)

②建設現場での情報通信技術の活用

1.ICT活用工事の推進	・ICT活用工事（土工）の定着に向け、受発注者向けの研修会を開催。 ・ICT活用工事を土工以外の他工種に拡大。 ・ICT施工に係る積算の適正化。 ・ICT活用工事の実施状況をふまえ、総合評価方式においてICT活用工事の評価を検討。
2.BIM/CIM [※] の導入に向けた検討	・国土交通省の取組状況などを調査し、BIM/CIMの導入に向けて検討。

※ 計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても情報を充実させながらこれを活用すること。

取組3 技術の承継や新技術の活用に向けた取組

社会資本の整備や維持修繕の担い手として期待される役割が将来にわたり果たされるよう、技術や技能の承継や新技術の活用に向けた取組を進めます。

目標項目	現状値	目標値			
	H30	R2	R3	R4	R5
若手技術者の登用率	12.3%	14%	15%	16%	17%
若手技術者の登用率 = 若手技術者配置工事件数 / 県発注工事件数 (土木一式)					

①若手技術者の登用の促進

1.入札契約制度の改善	・若手技術者の登用を促すため入札契約制度を改善（インセンティブを付与）。 ・若手技術者部門の創設など、優良工事表彰制度を見直し。
2.建設キャリアアップシステムの活用	・建設キャリアアップシステムの建設現場での活用を促進します。【再掲】

②新技術（情報通信技術等）の活用

1.ICT活用工事の推進【再掲】	・ICT活用工事（土工）の定着に向け、受発注者向けの研修会を開催。 ・ICT活用工事を土工以外の他工種に拡大。 ・ICT施工に係る積算の適正化。 ・ICT活用工事の実施状況をふまえ、総合評価方式においてICT活用工事の評価を検討。
2.BIM/CIMの導入に向けた検討【再掲】	・国土交通省の取組状況などを調査し、BIM/CIMの導入に向けて検討。

取組4 地域維持や災害対応への体制強化の取組

維持修繕業務や災害時の緊急対応など、地域の安全・安心を確保する体制強化の取組を進めます。

目標項目	現状値	目標値			
	H30	R2	R3	R4	R5
地域維持型共同企業体の施工率	68%	73%	75%	78%	80%
地域維持型共同企業体の施工率 = 地域維持型業務委託の契約額 / 全維持修繕契約額					

①地域維持への体制強化

1.地域維持型業務委託・工事の改善	・地域の維持管理を担う建設企業の体制強化のために、地域維持型業務委託・工事の課題を検証し改善。
-------------------	---

②災害対応への体制強化

1.建設企業の災害対応力の維持・向上	・建設企業の事業継続計画（BCP）策定を促進。
2.複数の建設企業による災害対応訓練への支援	・複数の建設企業による組織的な災害対応訓練等を支援。

取組5 適正な利潤の確保や安定経営への取組

建設業が将来にわたり存続できるよう、適正な利潤の確保や安定経営に向けた取組を進めます。

目標項目	現状値	目標値			
	H30	R2	R3	R4	R5
売上高経常利益率	3.9%	4.1%	4.2%	4.3%	4.4%
売上高経常利益率 = 県内建設企業（売上高1億円以上）の売上高経常利益率の平均値					

①適正な利潤の確保

1.ダンピング受注の防止	・低入札価格調査制度等を適切に運用（調査基準価格の改正など）。 ・市町へ改正品確法に基づくダンピング受注の防止（適切な低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定など）を要請。 ・予定価格の事後公表を検証し拡大を検討。
2.適正な予定価格の設定と適切な設計変更	・適正な利潤を確保することができるよう、労務費や建設資材などの設計単価を早期に改訂し、適正な予定価格の設定をするとともに、適切な設計変更を実施。 ・市町へ改正品確法に基づく適正な予定価格や工期の設定、適切な設計変更などを要請。

②計画的な入札参加の促進

1.発注見通しの改善	・公共工事発注見通しの公表時期と記載内容を改善。
------------	--------------------------

③受注機会の確保

1.入札契約制度の改善	・総合評価方式の一括審査方式、価格競争方式の一抜け方式により受注機会を確保。 ・建設事務所管内の建設企業のみを対象とする特定建設共同企業体制度について導入を検討。 ・入札契約制度について、総合評価方式の見直しも含め、状況変化に応じた入札制度の改善と適切な運用。
-------------	--

入札・契約制度

1 現状

公正性、透明性を確保しつつ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）の基本理念である「現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等」を実現するため、入札・契約制度の適正な運用・改善に取り組んでいます。

(1) 入札・契約方式

建設工事の入札・契約方式は以下のとおりです。

入札・契約方式		適用
一般競争入札	一般競争入札	WTO対象工事（※）
	条件付き一般競争入札	建設工事の入札全般
指名競争入札		測量・設計等業務委託 など
随意契約		緊急を要する工事 など

※ WTO対象工事とは、世界貿易機関政府調達協定に基づき設計金額が1500万SDR(23億円)以上の工事をいう。

(2) 予定価格

三重県会計規則に基づき、契約金額の上限基準となる予定価格を設定しています。

(3) 落札者の決定方式

① 価格競争方式

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする方式です。

② 総合評価方式

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた者を落札者とする方式です。

(4) 最低制限価格制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに基準となる価格（最低制限価格）を設定し、これに満たない価格で入札した者を失格とする制度です。建設工事では、価格競争方式の案件に適用しています。

(5) 低入札価格調査制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、基準となる価格（調査基準価格）に満たない価格で入札した者に対し、その価格によって契約を履行できるか否かを調査し落札者を決定する制度です。建設工事では、総合評価方式の案件に適用しています。

(6) 三重県建設工事等入札参加資格

本県が発注する建設工事の入札に参加するためには、以下の①～③を満たす必要があります。

- ① 建設業法第3条に基づく建設業の許可を受けていること
- ② 同法第27条の23に基づく経営事項審査を受けていること
- ③ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること

(7) 三重県建設工事発注標準【表-1】【図-1】

本県では、「建設工事」のうち、以下の6業種について格付けを行っています。

土木一式工事	A～C	建築一式工事	A～C	電気工事	A、B
管工事	A、B	舗装工事	A、B	造園工事	A、B

格付けは、経営事項評価点数・技術等評価点数を加算した総合点および1級技術者数からなる格付基準により行っています。

格付けに応じて、発注する工事の設計金額の入札に参加できる基準を「三重県建設工事発注標準」として定めています。

(8) 資格（指名）停止措置

三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者が、法律に違反するなどの行為により、契約の相手方として不相当であると認めた場合、期間を定めて入札に参加させない措置を行います。

2 取組方針

品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」および「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき入札・契約制度の適正な運用・改善に取り組んでいきます。

3 令和3年度の主な取組

(1) 入札・契約制度の適正な運用

各種制度の周知徹底、入札等監視委員会の審議・確認など入札・契約制度の適正な運用を行います。

(2) 予定価格の事後公表

適切な見積りを行わずに入札に参加する建設企業の排除とくじ引きの抑制対策として、予定価格の事後公表を引き続き試行します。

表－1 三重県建設工事発注標準

〔土木一式工事〕

区分	設計金額	格付基準
A	3,000万円以上	① 総合点840点以上 ② 1級技術者5名以上 (うち3名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000万円以上 7,000万円未満	① 総合点760点以上 ② 1級技術者2名以上 (うち1名の公共工事の主任技術者の実績)
C	2,500万円未満	上記以外のもの

総合点＝経営事項評価点数＋技術等評価点数

※技術等評価点数＝①工事成績による点数

－②資格（指名）停止期間による点数

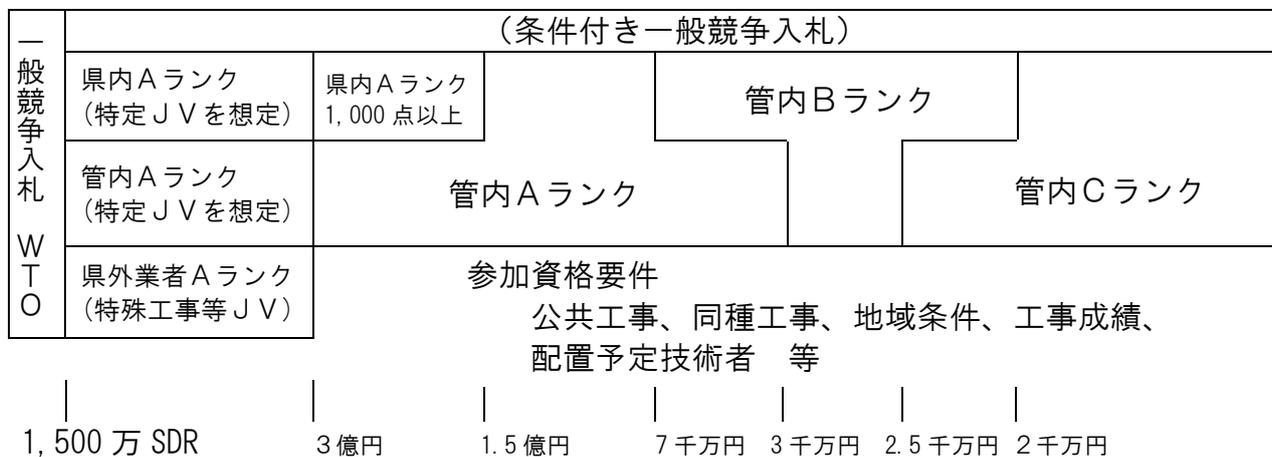
＋③環境マネジメントシステム導入による点数

＋④品質管理マネジメントシステム導入による点数

＋⑤契約後 VE 制度提案採用件数による点数

図－1 発注方法

〔土木一式工事〕



総合評価方式

1 概要

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）において、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価方式の適用を掲げています。

三重県では、品確法の趣旨を踏まえ平成19年度から総合評価方式を導入しています。

（1）総合評価方式の対象

【建設工事】

- ① 土木一式工事：予定価格 5 千万円以上
- ② 建築一式工事：予定価格 1 億円以上
- ③ 舗装・橋梁上部工・法面処理工・海洋土木工事：予定価格 3 千万円以上
- ④ 上記①から③に該当しない工事：予定価格 7 千万円以上

また、平成30年度からは、土木一式工事の一部で、予定価格 3 千万円から 5 千万円を対象とした特別簡易型総合評価方式を試行。

【測量業務】

- ① 業務予定価格 5 百万円以上で、難度の高いもの

【設計業務】

- ① 3 百万円以上で、概略・予備・基本設計などの業務
- ② 5 百万円以上で、業務区分が標準的な業務、高度な業務、難度の高い業務の設計業務

<令和 2 年度実績>

- ・ 建設工事：全発注件数1,161件のうち495件で総合評価を実施
- ・ 測量・設計業務：全発注件数779件のうち162件で総合評価を実施

（2）建設工事における総合評価方式の型式

- ① 簡易型（予定価格12億円未満）
- ② 標準型（予定価格12億円以上）
- ③ 高度技術提案型（標準型のうち、高度な技術提案を必要とするもの）

(3) 建設工事における落札者の決定方法

総合評価方式では、入札価格と各評価項目の評価に応じた加算点により評価値を算定し、評価値の最も高い者を落札者としています。

<建設工事における評価値の算出式>

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

標準点 (100点)
加算点：簡易型 (10~25点)
加算点：標準型 (35点)

(4) 建設工事における評価項目の配点内訳

土木一式工事（簡易型B）における評価項目の標準の配点は、次の表のとおりです。

項目	配点	全体に占める割合 (%)	主な評価対象実績
地域精通度・貢献度	37	17	本店所在地、災害協定の訓練実績等
社会貢献度	15	7	男女共同参画活動実績、障がい者雇用実績等
企業の技術力等	58	27	企業の工事实績、工事成績等
技術者の能力	25	12	配置予定技術者の工事实績、CPD実績(*)等
技術提案等	80	37	技術提案、ヒアリング
換算前加算点満点	215	100	
加算点満点	20		換算前加算点(215点)を加算点(20点)に換算

(*) CPD：技術者の継続教育

2 取組方針

「品確法」及び「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、引き続き総合評価方式の改善を図りながら適用していきます。

3 令和3年度の主な取組

入札参加者や学識者の意見も聞きながら、公平性・透明性の確保ができるよう、状況の変化に応じた制度の改善に取り組んでいきます。

土木一式工事における総合評価方式 令和3年度 標準案

【令和3年6月1日以降 標準案】

		簡易型B 技術提案 1テーマ							
大項目	中項目	小項目	簡易型B 標準的な配点 (案)		評価基準・配点等の設定の考え方				
企業 の 能 力 等	地域精通度・ 貢献度	地域精通度	本店等所在地	10	15	110	135	<ul style="list-style-type: none"> ・県との災害協定で、協定締結後5年以上の継続した伝達訓練を行っている団体との協定：9点 ・県及び県以外との災害協定：3点 	
			施工箇所地域における工事実績	5					
		地域貢献度	雪氷対策元請実績	5					
			小規模業務委託元請実績	5					
			公共施設美化活動実績	3					
			災害協定の評価	9					
	社会貢献度	社会貢献度	次世代育成支援活動実績	10	10				<ul style="list-style-type: none"> ・5項目（「次世代育成」、「男女共同参画」、「障がい者雇用」、「環境マネジメント」「人権に関する取組」）を実績等項目数により評価（5項目：10点、4項目：9点、3項目：8点、2項目：7点1項目：5点、左記以外：0点）
			男女共同参画活動実績						
			障がい者雇用実績						
			環境マネジメントシステムの認証						
			人権に関する取組実績						
			県内企業による施工						
工事実績	工事実績	評価対象工事の実績	20	48	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が自ら選んだ三重県の直近過去3年度及び当該年度の入札公告日までに通知（工事成績認定書）した工事成績点を評価（85点以上：20点、75点～85点未満：（申告工事成績点－75）＋10、75点未満：10点）ただし申告された評定点のうち、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの評定点から補正します。 平成28年9月30日以前に部分完成（出来高）検査にて採点を行い、平成30年4月1日以降に完成検査を行った評定点 ・国土省中部地方整備局又は国土省近畿地方整備局が前年度公表している最新の工事成績評定平均点を評価 ・上記三重県の工事成績点及び国土省が公表している工事成績評定平均点がない場合は、入札公告日時点の建設工事等入札参加資格者名簿の総合点を評価（970点以上：10点、840点～970点未満：（総合点－840）／（970－840）×10、840点未満：0点） 				
		申告工事成績点又は総合点	20						
		品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証（ISO9000S）			3			
		労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証			5			
		受注工事高	1級技術者1人あたりの公共機関等発注の契約額2千5百万円以上の土木一式工事の契約済額			10	10	<ul style="list-style-type: none"> ・受注工事高をベースとした評価（5千万円未満：10点、5千万円から1億5千万円未満：10－（受注工事高－5千万円）×10／1億円、1億5千万円以上：0点） 当該工事の入札に参加する者が、対象工事の当初契約金額の合計が5千万円未満の場合に評価します。 ※原則設定せず、地域の実情により選択可能（配点：3～5点） 	
			1企業あたりの当該年度の三重県発注の契約金額5百万円以上の土木一式工事の契約金額						
技術者の能力	技術者の能力	配置予定技術者の工事実績等	主任（監理）技術者又は現場代理人としての工事実績	20	25	25	<ul style="list-style-type: none"> 評価対象工事の実績がなくても配置予定技術者が39歳以下なら18点の加点（試行） ・予定価格8千万円未満の場合は評価 ・設定時の標準配点：5点 ・配置予定技術者が39歳以下なら2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士の資格を保有していれば3点の加点（試行） 		
		配置予定技術者の資格保有状況	技術士・1級土木施工管理技士・1級建設機械施工技士・国土交通大臣が建設業法第15条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者の資格	5					
		配置予定技術者の継続学習制度（CPD）	継続学習制度の単位取得状況	5					
技術提案等	技術提案	技術提案	発注者が指定するテーマ・項目について施工上留意すべき課題と対策	60	80	80	80	<ul style="list-style-type: none"> ・1テーマあたり3項目 ・提案を求める項目内容を全て明示 ・項目毎配点を項目の重要度等に応じて設定し明示 ・項目毎に5段階評価 ・請求に応じ項目毎の結果（点数）を通知 	
		ヒアリング	配置予定技術者の工事監理能力の確認等	20					<ul style="list-style-type: none"> ・5段階評価 ※新型コロナウイルス感染防止対策として、ヒアリングを設定しないことに対応
(標準点 100点) + 加算点 20点換算				215					
				換算 20.00 点	（※換算時、小数3位切り捨て）				

不当要求根絶に向けた取組

1 現状

令和2年7月に県内の内水面漁業協同組合（以下、「内水面漁協」という）の組合長が県発注の公共工事を巡り受注者への協力金等の恐喝容疑で逮捕された事件を受けて、建設工事の受注者への不当要求等に対する対応の強化について取り組んでいます。

2 取組方針

県、警察、三重弁護士会、暴力追放三重県民センター、三重県建設業協会を構成員とする協議会を設置し、不当要求等があった場合の具体的な対応を検討するにあたり、法的な視点から弁護士会等の助言も受け、県発注工事の受注者に対する不当要求等の根絶に向けた対策を実施していきます。

3 令和3年度の主な取組

早期に協議会を設立し、不当要求等に対ししっかりと対応できる体制を整え、不当要求等の根絶に向け、関係機関と連携し取り組んでいきます。

幹線道路網（高規格道路・直轄国道）の整備

1 現状

県内の高規格道路の整備として、紀勢自動車道の暫定2車線区間の4車線化について、勢和多気 JCT から大宮大台 IC までの区間約 10.9 km が新規事業化されるとともに、新宮紀宝道路の開通見通しが令和6年秋頃と公表されました。また、事業化に向け取り組んでいる鈴鹿亀山道路について、令和3年2月に都市計画決定の告示を行いました。

直轄国道においては、未事業化区間であった鈴鹿四日市道路が新規事業化され、さらに国道1号北勢バイパスの市道日永八郷線から国道477号バイパス間約4.1kmの開通見通しが令和6年度、国道23号中勢バイパスの鈴鹿（安塚）工区約2.8kmの開通見通しが令和5年度と公表されるなど、幹線道路ネットワークの着実な整備が図られています。

なお、主な事業の進捗状況は、次頁に記載しています。

2 取組方針

- ・産業活動や観光交流の拡大に伴い増加する交通需要への対応や交通渋滞の解消、地域のさらなる安全・安心の向上等をめざし、引き続き幹線道路ネットワークの整備促進を図ります。
- ・事業中区間の整備促進や開通見通しの早期公表について、関係市町や民間企業、民間団体と連携し、引き続き国等に対し働きかけていきます。

3 令和3年度の主な取組

- ・新名神高速道路（6車線化）、東海環状自動車道、紀勢自動車道（4車線化）、近畿自動車道紀勢線等の高規格道路や、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道23号鈴鹿四日市道路などの直轄国道の整備促進を図る取組を推進します。
- ・熊野道路、紀宝熊野道路及び新宮紀宝道路については、用地取得や埋蔵文化財調査の事業調整を県土整備部近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム（県9人、市町派遣3人、土地開発公社3人）が国や関係市町等と連携して取り組み、整備促進を図ります。
- ・県内外の交流・連携を広げるため、道路ネットワーク機能の強化をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の早期事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。
- ・津駅周辺において、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築や民間と連携した新たな交通結節点づくりを推進するため、道路空間の整備方針や事業計画等の具体化に向けた検討を進めます。

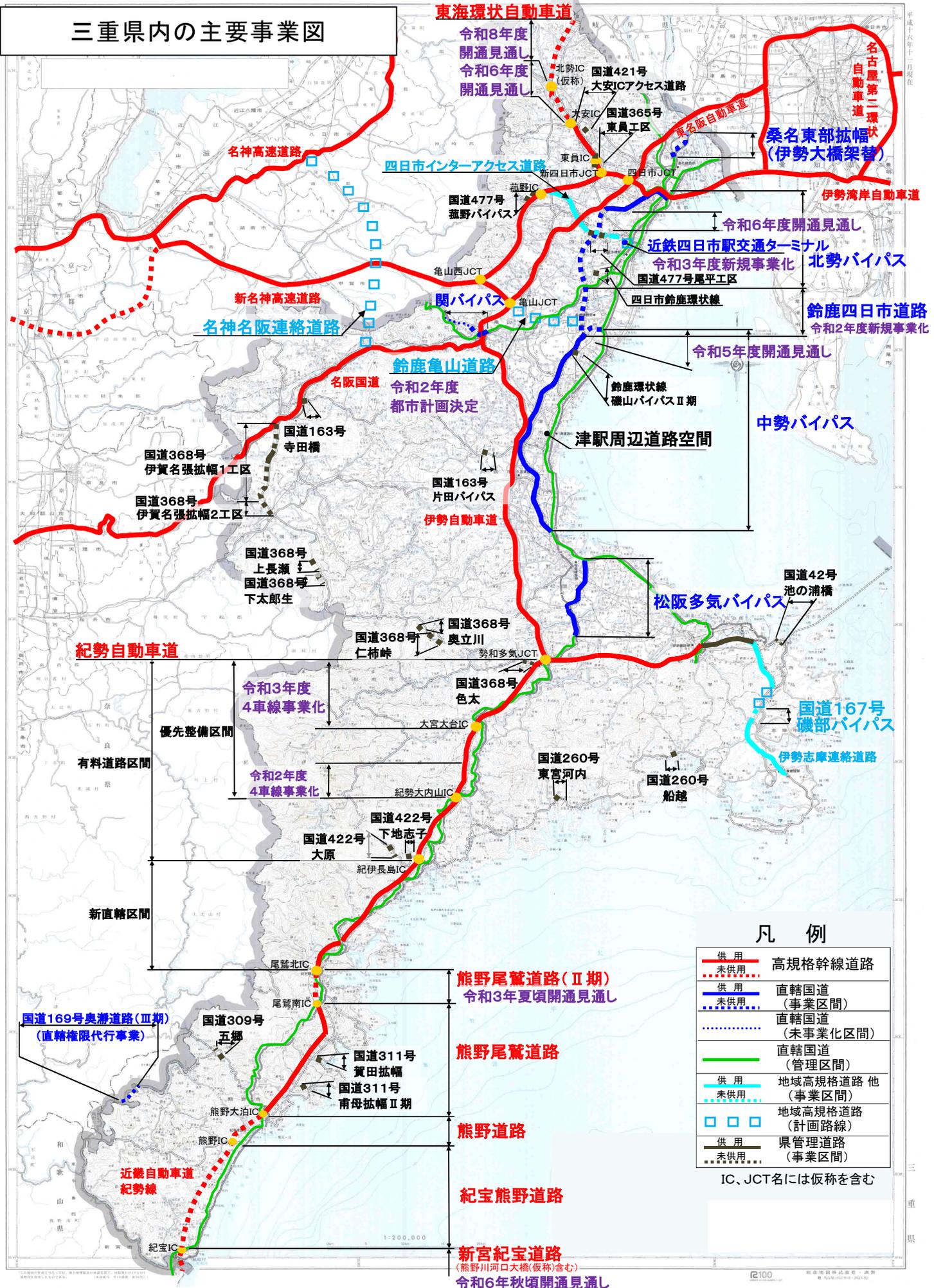
<主な事業の進捗状況>

令和3年3月末時点

	事業名	事業主体	事業概要	用地進捗 事業進捗	備考
①	東海環状自動車道 (北勢～四日市)	国 中日本高速	L= 14.4km	100%※ 96%※	(北勢 IC (仮称)～大安 IC) 令和6年度開通見込み L=6.6km
②	東海環状自動車道 (養老～北勢)	国 中日本高速	L= 18.0km	99%※ 29%※	(養老 IC～北勢 IC (仮称)) 令和8年度開通見込み L=18.0km
③	紀勢自動車道 (4車線化) (勢和多気 JCT～大宮大台 IC)	中日本高速	L= 10.9km	100% -	(勢和多気 JCT～大宮大台 IC) 令和3年度事業化
④	紀勢自動車道 (4車線化) (大宮大台 IC～紀勢大内山 IC)	中日本高速	L= 6.2km	100% -	(大宮大台 IC～紀勢大内山 IC の一部) 令和2年度事業化
⑤	国道42号 熊野尾鷲道路 (Ⅱ期)	国	L= 5.4km	100% 84%	令和3年夏頃開通予定 L=5.4km
⑥	国道42号 熊野道路	国	L= 6.7km	97% 22%	
⑦	国道42号 紀宝熊野道路	国	L= 15.6km	1% 1%	令和元年度新規事業化 令和2年度用地買収着手
⑧	国道42号 新宮紀宝道路	国	L= 2.4km	99% 63%	令和6年秋頃開通予定 L=2.4km
⑨	国道1号桑名東部拡幅	国	L= 3.9km	61% 48%	
⑩	国道1号北勢バイパス	国	L= 21.0km	82% 70%	(市)日永八郷線～国道477号BP 令和6年度開通予定 L=4.1km
⑪	国道1号関バイパス	国	L= 2.5km	96% 67%	
⑫	国道23号 鈴鹿四日市道路	国	L= 7.5km	0% 1%	令和2年度新規事業化
⑬	国道23号中勢バイパス	国	L= 33.8km	100% 94%	鈴鹿市北玉垣町～鈴鹿市野町 令和5年度開通予定 L=2.8km
⑭	国道42号 松阪多気バイパス	国	L= 11.9km	100% 82%	

※国のみ進捗率

三重県内の主要事業図

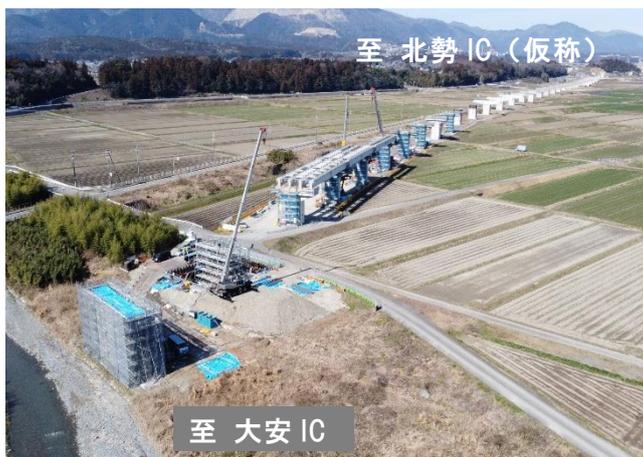


凡例

供用	高規格幹線道路
未供用	高規格幹線道路
供用	直轄国道 (事業区間)
未供用	直轄国道 (事業区間)
供用	直轄国道 (未事業化区間)
未供用	直轄国道 (未事業化区間)
供用	直轄国道 (管理区間)
未供用	直轄国道 (管理区間)
供用	地域高規格道路 他 (事業区間)
未供用	地域高規格道路 他 (事業区間)
□ □	地域高規格道路 (計画路線)
供用	県管理道路 (事業区間)
未供用	県管理道路 (事業区間)

IC、JCT名には仮称を含む

①東海環状自動車道（いなべ市大安町地内）



⑤熊野尾鷲道路（Ⅱ期）（尾鷲市南浦地内）



⑧新宮紀宝道路（熊野川河口大橋（仮称））



⑨桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）



⑩北勢バイパス（四日市市曾井町地内）



⑬中勢バイパス（鈴鹿市北玉垣町地内）



県管理道路の整備

1 現状

県管理道路については、バイパス整備や現道拡幅などの抜本的な整備に加え、待避所の設置や部分的な改良など柔軟な対応を織り交ぜながら計画的に整備を進めています。また、緊急輸送道路等の橋梁耐震対策を進めています。

令和2年度は以下の箇所を供用しました。

(1) 抜本的な整備 [L=6.8km]

● 全線供用

県道六軒鎌田線〈松阪市〉、県道磯部大王線(志島バイパス)〈志摩市〉、県道長島港古里線〈紀北町〉など11箇所

● 部分供用

国道368号(下太郎生)〈津市〉、県道御浜紀和線(柿原)〈御浜町〉など5箇所

(2) 柔軟な対応〔待避所の設置、部分的な改良〕[L=0.7km]

県道横輪南勢線〈伊勢市〉、県道七色峡線(神川)〈熊野市〉など4箇所

(3) 橋梁耐震対策

国道306号(北勢大橋)〈いなべ市〉、県道伊勢磯部線(浦田橋)〈伊勢市〉などの橋梁36橋の耐震化

2 整備方針

「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」における会場へのアクセスルートとして期待される県道館町通線(御側橋)や県道上野大山田線(蓮池)などの供用を図ります。

災害発生時における救助・救急活動や緊急物資の輸送など重要な役割を果たす緊急輸送道路の改良や橋梁耐震対策についても重点的に整備を進めます。

高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成、安全性・利便性の向上、産業・観光振興や地域間連携・交流の活性化、沿道地域の生活環境の保全などに資する道路の整備を進めるとともに、整備効果が早期に発現できる柔軟な対応として、待避所の設置や部分的な改良などにも取り組んでいきます。

3 令和3年度の主な取組

令和3年度に供用を予定している主な箇所は以下のとおりです。

(1) 抜本的な整備 [L=6.7km]

●国体関連

県道館町通線(御側橋)〈伊勢市〉、県道大台宮川線(弥起井)〈大台町〉

県道上野大山田線(蓮池)〈伊賀市〉、県道信楽上野線(新服部橋)〈伊賀市〉

●その他(全線供用)

県道津久居線(久居工区)〈津市〉、県道伊勢大宮線(野添工区)〈大紀町〉

など5箇所

●その他(部分供用)

国道368号(下太郎生)〈津市〉、県道度会玉城線〈玉城町〉、県道安乗港線〈志摩市〉

など9箇所

(2) 柔軟な対応〔待避所の設置、部分的な改良〕[L=0.5km]

県道菰野東員線(四日市市)、国道422号・大台ヶ原線〈大台町〉など4箇所

(3) 橋梁耐震対策

国道166号(高見口橋)〈松阪市〉、県道上野大山田線(友生架道橋)〈伊賀市〉などの橋梁13橋の耐震化

○令和2年度に供用した事例
県道六軒鎌田線〔バイパス整備〕



(整備前)

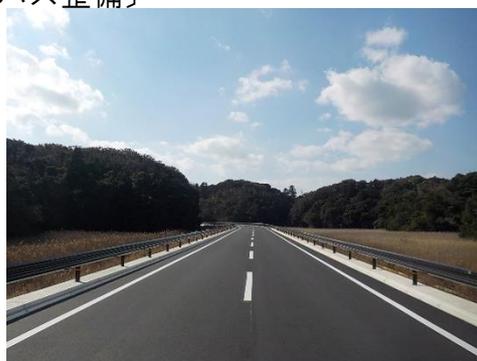


(整備後)

県道磯部大王線 (志島バイパス) 〔バイパス整備〕



(整備前)



(整備後)

県道長島港古里線 〔バイパス整備〕



(整備前)



(整備後)

県道伊勢磯部線 (浦田橋) 〔橋梁耐震対策〕



(対策前)



(対策後)

道路の維持管理

1 道路施設の現状

県管理道路の路線数、実延長 (R2.4.1現在)

種 別	路線数	実 延 長 (km)
国道 (県管理)	20	797.9
県道	306	2,648.4
国道・県道計	326	3,446.3

主要な道路施設の内訳

(R3.3.31現在)

種 別	橋梁	トンネル	横断 歩道橋	シェッド [※]	大型 カルバート	門型 標識
施設数	4,215	127	104	22	44	21

2 取組方針

道路利用者が安全・安心・快適に通行いただけるよう、道路施設について、計画的な点検、修繕を行うなど、適切な維持管理に取り組みます。

- (1) 定期点検 (1回/5年) の実施
- (2) 定期点検結果に基づく修繕
- (3) 市町職員への技術的サポート
- (4) 住民参加による維持管理の推進
- (5) 新たな財源確保の推進
- (6) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の活用による、のり面等の防災対策、道路冠水対策等の推進、舗装の老朽化対策

3 令和3年度の主な取組

- (1) 定期点検 (1回/5年) の実施
橋梁 815 橋、横断歩道橋 26 橋、シェッド 6 基、門型標識 5 基
- (2) 定期点検結果に基づく修繕
過年度の定期点検結果で修繕が必要となった施設の修繕工事
橋梁 72 橋、トンネル 30 本、横断歩道橋 1 橋、シェッド 1 基、門型標識 2 基
- (3) 市町職員への技術的サポート
三重県道路インフラメンテナンス協議会や様々な研修会を活用した市町職員への技術的サポート

(4) 住民参加による維持管理の推進

道路美化ボランティア活動助成事業、ふれあいの道事業、草刈り作業の自治会等への業務委託

令和3年度から、道路、河川等のインフラを舞台に花植え活動を通じて、地域の絆を強めていく花と絆のプロジェクトを各事務所1箇所を進めます。

(5) 新たな財源確保の推進

歩道橋ネーミングライツ 10件（令和3年4月末現在）

(6) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の活用による、のり面

等の防災対策、道路冠水対策等の推進

のり面等の防災対策7箇所、冠水対策2箇所、

トンネル照明の停電節電対策32箇所、舗装の老朽化対策14.3km

● 橋梁修繕 定期点検結果に基づく対策事例 しょうぼん 床版の修繕



対策前

老朽化により床版のコンクリートが剥離



対策後

床版の断面修復補修を実施

● 三重県道路インフラメンテナンス協議会の研修事例

市町職員の点検技術力の向上を図るため県職員による研修を実施



研修状況①

橋梁補修技術と留意点等について説明

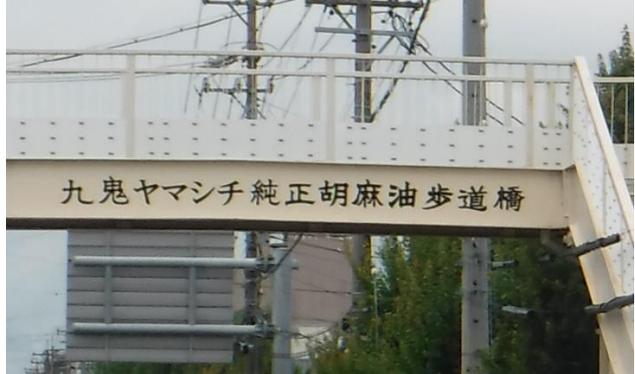


研修状況②

剥落防止対策等の補修現場を見学

●歩道橋ネーミングライツ（令和3年4月末現在：10件）

- ・ 県道亀山白山線（亀山市） 御幸（みゆき）歩道橋「白熊ラーメン亀山本店ブリッジ」
- ・ 県道松阪第二環状線（松阪市）
花田（はなだ）歩道橋「株式会社エコクリーン1号歩道橋」
- ・ 国道421号（桑名市） 益生（ますお）歩道橋「建設業協会桑員支部歩道橋」
- ・ 県道鈴鹿環状線（鈴鹿市）
平田駅前（ひらたえきまえ）歩道橋「高所作業車レンタル スカイリースブリッジ」
- ・ 県道鈴鹿環状線（鈴鹿市）
三日市（みっかいち）歩道橋「トラック輸送・倉庫 三重執鬼（トルキ）ブリッジ」
- ・ 県道四日市楠鈴鹿線（四日市市）
浜旭（はまあさひ）歩道橋「エムシーパートナーズ歩道橋」
- ・ 県道上海老茂福線（四日市市） いかるが歩道橋「富ーコンクリート（株）1号歩道橋」
- ・ 国道166号（松阪市） 宮町（みやまち）横断歩道橋「株式会社エコクリーン2号歩道橋」
- ・ 県道六軒鎌田線（松阪市）
大平尾（おおびらお）歩道橋「株式会社エコクリーン3号歩道橋」
- ・ 国道164号（四日市市） 蔵町（くらまち）歩道橋「九鬼ヤマシチ純正胡麻油歩道橋」

<p>県道亀山白山線（亀山市） 御幸歩道橋 「白熊ラーメン亀山本店ブリッジ」</p>	<p>国道421号（桑名市） 益生歩道橋 「建設業協会桑員支部歩道橋」</p>
	
<p>県道六軒鎌田線（松阪市） 大平尾歩道橋 「株式会社エコクリーン3号歩道橋」</p>	<p>国道164号（四日市市） 蔵町歩道橋 「九鬼ヤマシチ純正胡麻油歩道橋」</p>
	

交通安全対策

1 現状

(1) 通学路交通安全プログラム

平成25年から道路管理者、県警察、教育委員会及び学校等が連携して「通学路交通安全プログラム」の策定を進め、平成28年度より同プログラムに基づき危険箇所の対策を重点的に実施しています。

(2) 事故危険箇所

国土交通省では、幹線道路において死傷事故率が高く、または死傷事故が多発している交差点や単路部を「事故危険箇所」として指定しています。

これまで令和2年度を期限とした第4次事故危険箇所の対策を進めており、対策が完了しました。

引き続き、第5次社会資本整備重点計画において、交通事故対策を実施することとしており、現在、事故危険箇所の抽出を進めています。

(3) 区画線引き直し

- ・区画線について、平成29年度に剥離度に関する調査を実施して、剥離度をⅠ～Ⅳの4段階で判定したところ、県管理道路上では、剥離度Ⅳ（極めて剥離が進んだ区画線）が約1,400km、剥離度Ⅲ（剥離の進んだ区画線）が約800kmあることが判明しました。このため、平成30年度から重点的に引き直しを進めており、令和2年度末に剥離度Ⅳの引き直しが完了しました。
- ・また、引き直しにあたっては、県警察との同時施工・一体施工に取り組んでおり、令和2年度は、同時施工59箇所、一体施工3箇所を実施しました。
- ・路面標示についての検討・調整等を行うことを目的として、直轄国道事務所、県警察、県で組織する「三重県内道路路面標示連絡調整会議」を令和2年7月27日に設立し、国、県警察、県の三者が連携した同時施工、高耐久性塗料による試験施工及びモニタリング調査、AⅠ技術の活用による劣化状況などの把握について検討等を行なっています。

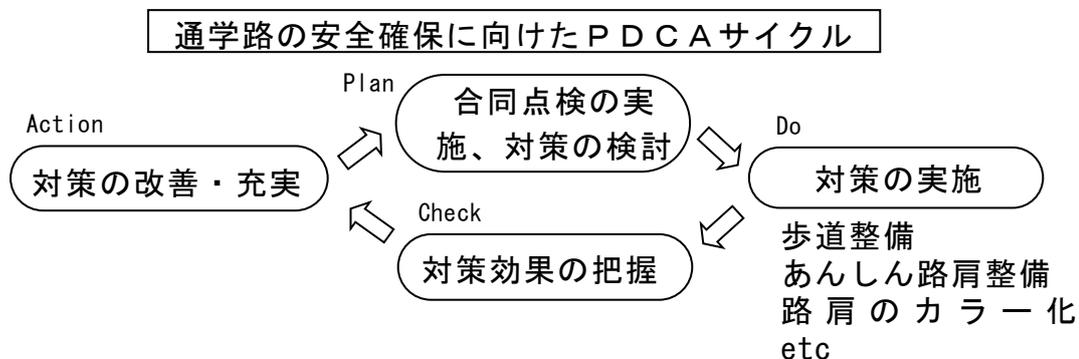
(4) 交通安全対策補助制度（地区内連携）

令和2年度に創設された交通安全対策補助制度（地区内連携）について、鈴鹿市、明和町で協議会を立ち上げ、関係行政機関や関係住民の代表者等と地区内の対策等について調整を行い、令和3年度に補助事業として新規採択されました。

2 取組方針

(1) 通学路交通安全プログラム

P D C Aサイクル（合同点検の実施、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善・充実）により、関係者とともに取組を推進します。



(2) 事故危険箇所

県管理道路の「事故危険箇所」として指定された箇所について、すみやかに県警察と対策内容等について協議を行い、令和7年度までの対策完了に向け取組を推進します。

(3) 区画線の引き直し

- ・平成29年度調査時で判明した剥離度Ⅲ（剥離が進んだ区画線）約800kmの令和3年度内の引き直し完了を目指すとともに、新たに剥離が進んだ箇所についても対応し、令和4年度以降、早期の剥離度Ⅱ以内の定常化を目指し取組を推進します。
- ・県警察との一体施工・同時施工について、昨年度以上に取組を推進します。
- ・令和2年度に開催した「第2回三重県内道路路面標示連絡調整会議」において確認した令和3年度取組方針を推進します。

(4) 交通安全対策補助制度（地区内連携）

令和3年度に鈴鹿市、明和町の対策が補助採択されたことから、市町と連携し計画的に地区内の対策を推進します。

また、本補助制度の活用について市町に再周知を行い、他の市町と連携した交通安全対策を推進します。

3 令和3年度の主な取組

(1) 通学路交通安全プログラム

「通学路交通安全プログラム」に基づき、33箇所の歩道整備等を実施する予定です。(うち、令和3年度完了予定箇所8箇所)

(2) 事故危険箇所

県管理道路の「事故危険箇所」として指定された箇所について、すみやかに県警察と対策内容等について協議を行い、事業計画を策定します。

(3) 区画線の引き直し

- ・剥離度Ⅲ(剥離が進んだ区画線)約800kmについて、令和3年度内の引き直し完了を目指します。
- ・道路管理者が設置・管理する区画線と県警察が設置管理する路面標示の一体施工・同時施工について、令和2年度以上の実施を目指します。
- ・令和2年度に開催した「第2回三重県内道路路面標示連絡調整会議」において確認した令和3年度取組方針に基づき、国、県警察、県の三者が連携した同時施工に向けた協議調整を進めるとともに、塗直しに関する道路利用者の意見を反映する等の同時施工の仕組みの改善を進めるなど、市町を含めた同時施工の拡大に向けた実施手法の検討を進めます。
また、各管理者で実施している塗直し事業を利用した高耐久性塗料による試験施工及びモニタリング調査に着手します。
さらに、AⅠ技術の活用による路面標示の劣化検知システムの共同開発を令和4年度の実証運用開始を目標に三重大学、県警察とともに進めます。

(4) 交通安全対策補助制度(地区内連携)

鈴鹿市(神戸・河曲地区)、明和町(斎宮地区)について、市町と連携し、計画的に地区内の対策を実施します。

●交通安全対策を実施した事例

交通安全対策事業

【県道鶉殿熊野線 南牟婁郡紀宝町神内】

対策前



歩道がなく路肩も狭小であり、通学児童等が危険な状態

対策後



通学児童等の安全確保を図るため、歩道整備事業により歩行空間を確保

交通安全対策事業（一体施工による区画線引き直し）

【県道南堀江須賀線 鈴鹿市須賀町】

対策前



センターライン（黄色）が消えており、車両通行が危険な状態

対策後



車両通行の安全確保を図るため、一体施工による区画線の引き直しを実施

流域治水の推進

1 取組方針

気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設などの対策をより一層加速するとともに集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたるあらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」の取組を進めます。

「流域治水」の取組にあたっては、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めます。

① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策

- ・河川堤防や遊水地等の整備、ダムの建設・再生
- ・雨水貯留浸透・排水施設の整備
- ・砂防関係施設の整備
- ・海岸保全施設の整備
- ・利水ダムの事前放流
- ・利水ダムの事前放流等の判断に資する雨量予測の高度化
- ・水田の貯留機能の向上
- ・森林整備、治山対策
- ・民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備
- ・未活用の国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設等の整備 など

② 被害対象を減少させるための主な対策

- ・高台まちづくりの推進（線的・面的につながった高台・建物群の創出）
- ・リスクが高い区域における立地抑制・移転誘導 など

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための主な対策

- ・ハザードマップやマイタイムライン等の策定
- ・要配慮者利用施設（医療機関、社会福祉施設等）の浸水対策
- ・渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流出防止対策
- ・地下駅等の浸水対策、鉄道橋梁の流出等防止対策
- ・学校及びスポーツ施設の浸水対策による避難所機能の維持 など

2 流域治水プロジェクトの策定

流域全体で取り組む治水対策の全体像を県民に示すため、国、県、市町、利水者などの関係者と連携し、地域の特性を踏まえた上で「流域治水プロジェクト」として取りまとめます。

国、県が管理する一級水系7水系の流域治水プロジェクトについては、令和2年度末に策定・公表しており、県が管理する二級水系73水系については、令和3年度末までに策定することとしています。

河川の整備

1 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策

(1) 洪水防止対策

①事業目的と取組方針

近年、局地的な集中豪雨や台風の大型化に伴う豪雨が頻発化・激甚化しており、浸水被害から県民の生命と財産を守るため、堤防の整備やダム建設等、河川施設の整備を進めています。

県管理河川においては浸水被害の防止・最小化のため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に活用し、集中的に河川整備を進めるとともに既存ダムの事前放流など「流域治水」の取組を進めていきます。

②令和3年度の主な取組

三滝新川（四日市市）など19河川で河川改修事業を実施するとともに鳥羽河内川（鳥羽市）では鳥羽河内ダム建設事業を実施します。

(2) 地震・津波対策

①事業目的と取組方針

南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波等による浸水被害を軽減するため、河口部の河川堤防、大型水門やダム等の地震・津波対策を進めます。

②令和3年度の主な取組

鍋田川河川堤防（木曾岬町）など4河川で耐震対策を実施するとともに宮川ダム（大台町）の耐震対策を完了させます。

(3) 河川堆積土砂撤去等

①事業目的と取組方針

河川の流下能力を早期に回復させ、洪水時の被害を軽減するために、堆積土砂の撤去及び雑木の伐採を進めています。

河川事業については、令和2年度に新たに創設された財政的に有利な「緊急浚渫推進事業」を最大限活用するとともに、災害復旧事業や民間による砂利採取制度も活用しながら、河川全体の堆積土砂量の縮減に取り組んでいます。

実施にあたっては、関係市町と市町管理区間を含めた河川全体の情報共有により実施箇所の優先度を検討するなど、連携して取り組みます。さらに、砂防えん堤の堆積土砂撤去や治山部局とも連携しながら、河川内への土砂堆積の抑制に向けた取組も進めます。

②令和3年度の主な取組

令和2年度の約1.4倍の堆積土砂撤去を進めるとともに、砂利採取制度の拡充による堆積量の縮減を図ります。

(4) 直轄河川改修事業

①事業目的と取組方針

国が管理する一級水系において直轄事業として浸水被害から県民の生命と財産を守るため、堤防の整備やダムの建設等、河川施設の整備を進めています。

②令和3年度の主な取組

中部地方整備局管内で鈴鹿川など5河川、近畿地方整備局管内で熊野川など2河川で河川改修事業を実施します。

熊野川においては、河道掘削の残土を養浜に活用するとともに、川上ダム（令和4年度完成予定）において事業を実施します。

2 被害の軽減、早期復旧のための対策

(1) ソフト対策

①事業目的と取組方針

県民の皆さんがリスクを把握し、主体的な避難行動に資するソフト対策について、県、市町等で構成する大規模氾濫減災協議会等を県内10の圏域で設置して、減災のための目標を共有し、住民の避難に資する取組などを一体的、総合的に推進しています。

②令和3年度の主な取組

洪水浸水リスク情報の空白地の解消に向け、洪水浸水想定区域図の作成、水位・雨量情報システムの更新、簡易型河川監視カメラの設置などを推進します。

(2) 災害復旧

令和2年は、10月の台風14号等により38箇所の災害が発生しました。現在、早期復旧に向けて工事実施中であり（施工時期の調整が必要なものを除く、令和3年4月末の契約率82%）、早期完成に努めていきます。

なお、令和元年に発生した災害のうち、未完成の5箇所についても、早期完成に努めます。

(3) 水防・防災

県内に気象に関する予警報が発表された場合、県庁（水防本部）や建設事務所（水防支部）は水防待機を行い、市町が避難措置を発令する判断根拠となる河川水位や雨量等の監視及び情報伝達等を行います。

【三滝新川】 流下能力向上のための河川改修
(四日市市本郷町)



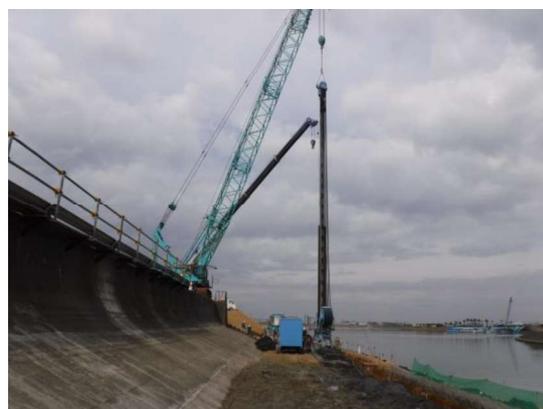
【大内山川】 流下能力向上のための河川改修
(度会郡大紀町崎)



【相川】 大規模構造物の改築
(津市高茶屋小森上野町)



【鍋田川】 堤防の耐震対策
(桑名郡木曾岬町源緑輪中)



【弁天川】 堆積土砂撤去 (津市白山町)



【弁天川】 災害復旧 (桑名市大字五反田)



【鳥羽河内ダム】 完成予想図（鳥羽市河内町）



土砂災害対策の推進

1 事業目的と取組方針

豪雨等によるがけ崩れや土石流などの土砂災害から県民の生命、財産を守るための土砂災害防止施設を整備します。

整備にあたっては、通常砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業により、自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や、避難所を保全対象としている箇所等重点的に取り組めます。

特に、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を活用し、人家が集中する地域や、地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラである医療施設・学校・道路等を保全するため、砂防えん堤や急傾斜地崩壊対策施設等の砂防関係施設の整備、老朽化対策を推進します。一方で、令和2年度から創設された緊急浚渫推進事業を活用し、経年的に堆積した砂防えん堤の土砂撤去についても計画的に実施します。

また、土砂災害により危害のおそれがある箇所を周知するため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の区域指定については、令和3年度の早期の完了をめざすとともに、開発等で地形改変などがあつた箇所を抽出し、2巡目の基礎調査に取り組めます。

※ 通常砂防事業：砂防えん堤工、溪流保全工など

※ 急傾斜地崩壊対策事業：法面工、擁壁工など

2 令和3年度の主な取組

取組	実施箇所
(土砂災害防止施設の整備) 通常砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業	66箇所(砂防:47箇所 急傾斜:19箇所) 八島川(鈴鹿市)、上野1地区(桑名市)など
うち、要配慮者利用施設を保全する事業	22箇所 万所谷川(伊勢市)、森家野地区(松阪市)など
うち、避難所として使われる 公共施設等を保全する事業	28箇所 在ノ上北谷(紀北町)、畑井地区(松阪市)など
老朽化対策	24箇所 桂畑川(津市)など
緊急浚渫推進事業	17箇所 青川(いなべ市)、山田川(志摩市)など
土砂災害警戒区域の指定	令和3年度の早期において指定完了を目指す。
2巡目の基礎調査	2巡目の基礎調査について約700箇所を実施

※ 要配慮者利用施設：病院、老人福祉施設、障がい者支援施設、児童福祉施設など

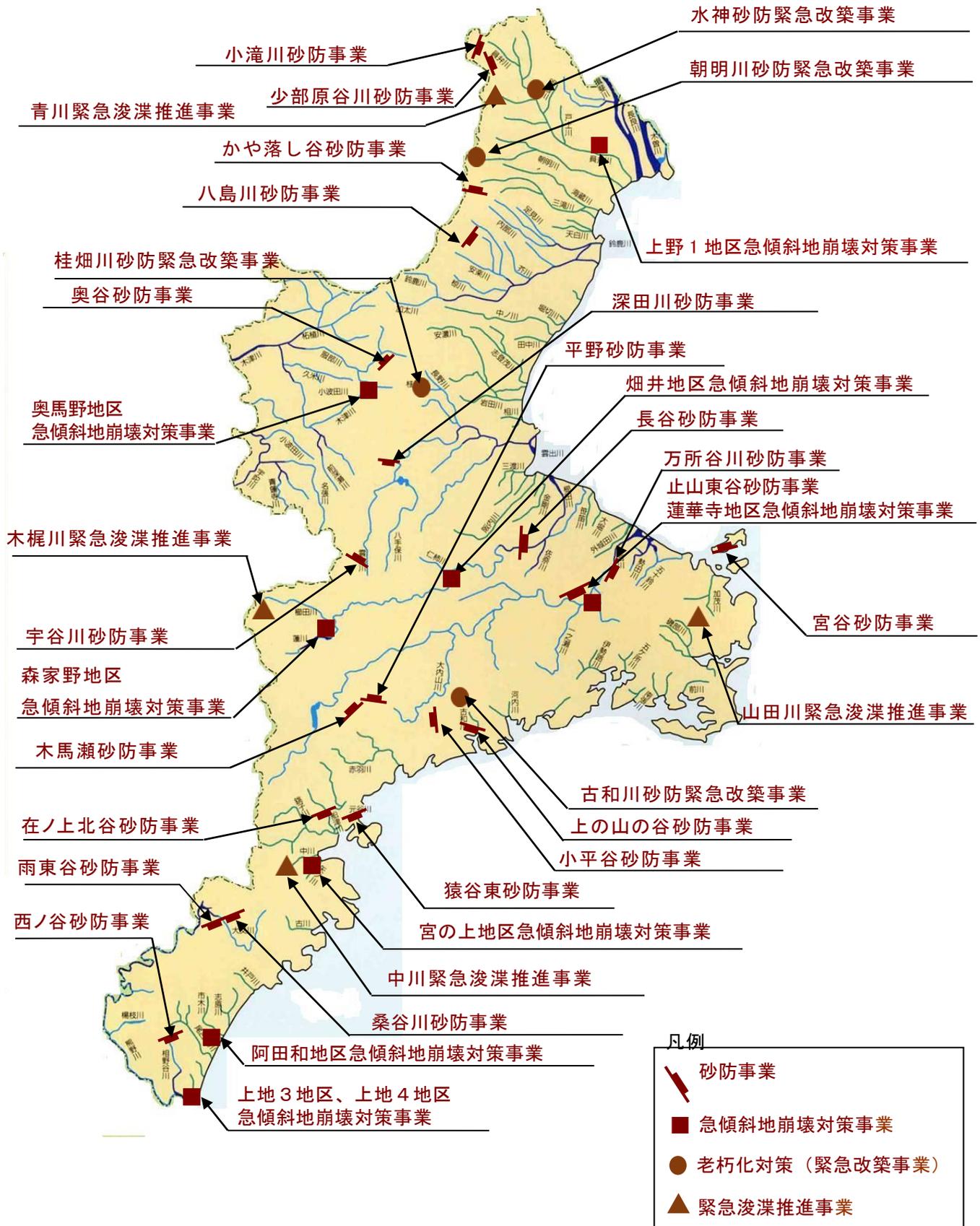
● 通常砂防事業（宇谷川：津市）



● 急傾斜地崩壊対策事業（森家野地区：松阪市）



令和3年度県の主な砂防事業の予定



港湾・海岸の整備

1 港湾事業

(1) 事業目的と取組方針

- ・ 地域の人流・物流ネットワークの拠点としての港湾機能を維持し、県民生活と産業活動を支えるとともに、大規模災害発生時において、緊急物資等の海上輸送機能を確保します。
- ・ このため、老朽化が進む岸壁等の港湾施設の更新・修繕や臨港道路橋梁の耐震対策に取り組めます。

(2) 令和3年度の主な取組

- ・ 施設更新：津松阪港（大口地区）の岸壁改良
津松阪港（新堀地区）の物揚場改良
宇治山田港（今一色地区）の防波堤改良
- ・ 耐震対策：長島港江ノ浦大橋の上部工補強

2 海岸事業

(1) 施設整備

① 事業目的と取組方針

- ・ 津波や高潮・侵食による浸水被害から、堤防背後に住む県民の生命と財産を守るため、海岸堤防等の整備に取り組めます。
- ・ 三重県は南北に長く、地域により背後地の状況、高潮や津波の高さ、堤防の高さなど施設の状況が異なることから、地域特性に合わせた対策に取り組めます。

県北部・・・地盤が低く地震により堤防が崩壊すると浸水する可能性があることから、地盤の液状化による堤防の沈下や崩壊を防止する地震対策を重点的に実施します。

県中部・・・高潮や高波による越波や海岸の侵食を防止する高潮・侵食対策を重点的に実施します。

県南部・・・堤防背後住民の津波避難時間を確保するため、堤防上部や堤防陸側法面のコンクリートを厚くするなどし、津波が堤防を乗り越えても堤防が崩壊しにくい構造とする津波対策（海岸堤防強靱化対策）を重点的に実施します。

② 令和3年度の主な取組

- ・ 地震対策：城南第一地区海岸、川越地区海岸など7箇所
- ・ 高潮対策(侵食対策)：上野・白塚地区海岸、千代崎港原永地区海岸など13箇所

- ・津波対策(海岸堤防強靱化対策)：阿田和地区海岸、宇治山田港二見地区海岸など7箇所

※上記のほか、直轄事業により津松阪港海岸で高潮対策・地震対策を実施しています。

※地震対策、津波対策を高潮対策と重複して実施する海岸もあります。

※令和3年度以降は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し整備の更なる推進を図ります。

(2) 住民の避難に資する取組

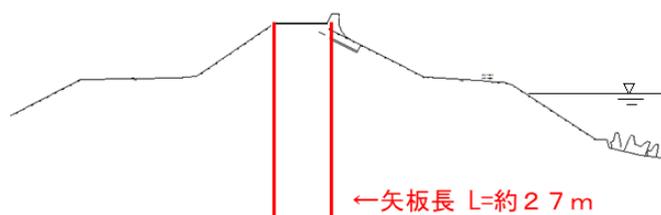
- ・水防法に基づき、「想定し得る最大規模の高潮」を対象とした高潮浸水想定区域図を作成し、令和2年8月に公表しました。
- ・令和3年度は高潮特別警戒水位の設定を行います

港湾事業 老朽化対策・・・津松阪港(大口地区)(松阪市大口町)



栈橋上部工(下面)コンクリートの剥落、鉄筋腐食など老朽化が進行しており、上部工の更新を行います。

海岸事業 県北部(地震対策)・・・城南第一地区海岸(桑名市福岡町)



耐震対策

地震による液状化が発生しても、堤防が崩壊しないよう鋼矢板を連続して打設し堤防を補強しています。

県中部(高潮・侵食対策)・・・上野・白塚地区海岸(津市上野～白塚)



県南部(津波対策)・・・阿田和地区海岸(南牟婁郡御浜町下市木)



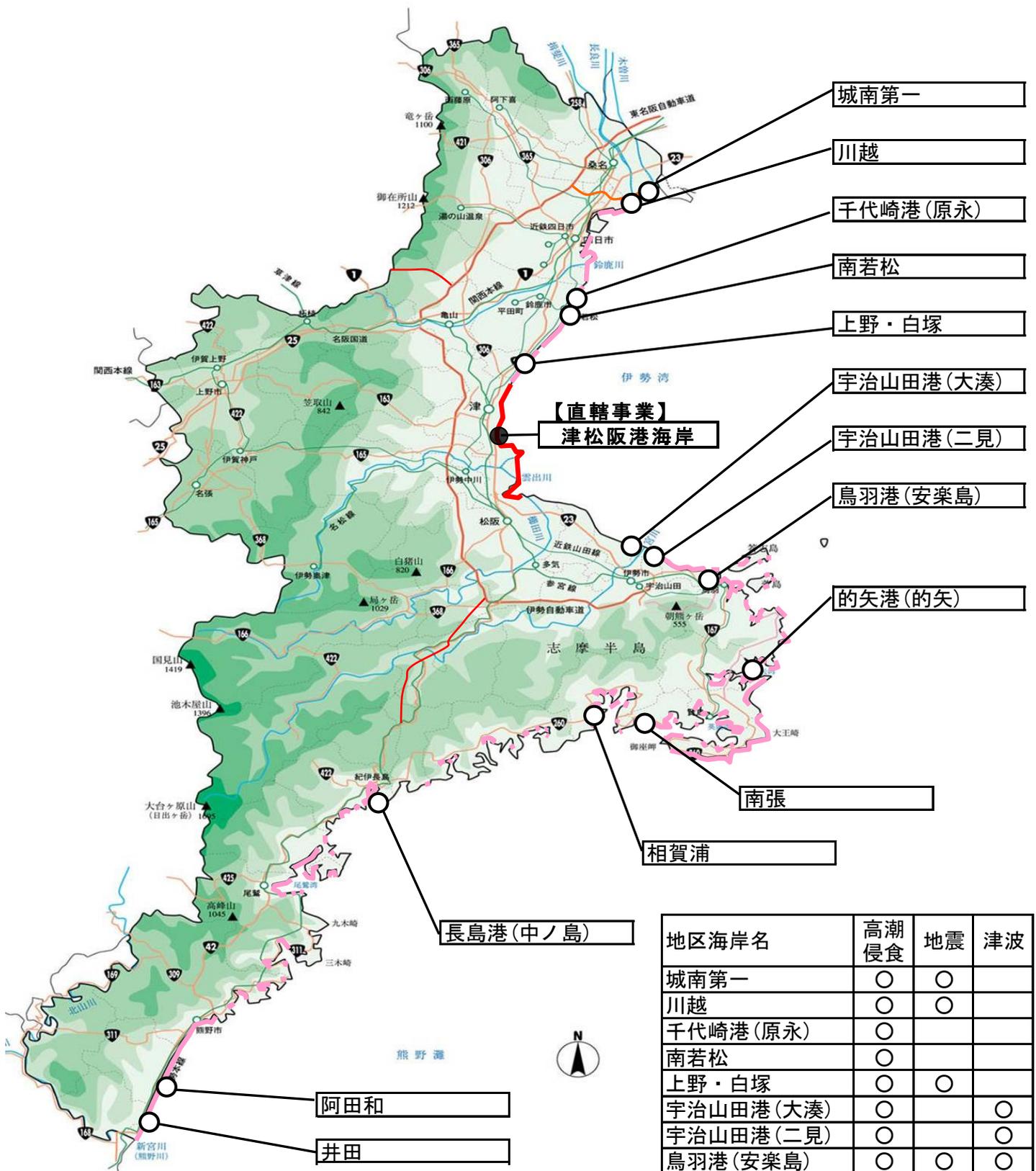
無堤区間を解消し津波被害を軽減

【三重県の港湾】



- 国際拠点港湾（1）
- ◐ 重要港湾（2）
- ◑ 地方港湾（17）
- ◎ 令和3年度事業箇所
- ◆ 耐震強化岸壁を有する港湾

【三重県の海岸】(事業実施箇所)



地区海岸名	高潮 侵食	地震	津波
城南第一	○	○	
川越	○	○	
千代崎港(原永)	○		
南若松	○		
上野・白塚	○	○	
宇治山田港(大湊)	○		○
宇治山田港(二見)	○		○
鳥羽港(安楽島)	○	○	○
的矢港(的矢)	○	○	○
南張		○	
相賀浦	○	○	○
長島港(中ノ島)	○		○
阿田和	○		○
井田	○		
箇所数	13	7	7

県土整備部所管海岸
うち直轄事業区間

都市政策の推進

1 都市計画について

(1) 現状

人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向けて、必要となる都市計画の決定、変更を行っています。

(2) 取組方針

令和2年度に、県内20の都市計画区域全てについて、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(区域マスタープラン)を改定し、都市計画の基本方針や整備目標等を定めたことから、今後は改定後の区域マスタープランに沿ったまちづくりを、市町と協力しながら進めるとともに、広域緑地計画の改定に着手します。

(3) 令和3年度の主な取組

改定後の区域マスタープランに沿った都市計画の決定、変更(用途地域変更、地区計画策定、都市施設決定等)を進めます。

また、区域マスタープランの内容が、今後、各市町が策定する市町マスタープランに的確に反映されるよう、市町との会議や協議などの場で説明していきます。

2 都市基盤の整備等

(1) 現状

・都市公園について

潤いある都市環境を形成するため、所管する6箇所の県営都市公園の整備・管理を行うとともに、利用促進に努めています。

・街路について

安全で快適な都市生活の確保、災害に強い都市構造の形成をめざし、市街地における街路の整備を実施しています。

(2) 取組方針

・都市公園について

指定管理者と連携し、利用者のニーズに応じ適切に管理・運営を行うとともに、安全に配慮しつつ利用促進に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響のもと普及が見込まれるワーケーションへの対応やPark-PFIの手法を用いた新たな賑わいづくりのための整備を進めます。

・街路について

通学路の安全確保、緊急輸送道路の無電柱化など、高い効果が見込める事業に注力し整備を進めます。

(3) 令和3年度の主な取組

・都市公園について

指定管理者と連携しながら安全管理を徹底しつつ、イベント開催等により利用促進に努めます。

「公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具等老朽化する公園施設の更新・修繕を実施します。

ワーケーション推進に必要な公園整備（熊野灘臨海公園）や新たな賑わいを創出するためのPark-PFI手法による公園整備（鈴鹿青少年の森）を進めます。

コロナ禍で、安心して公園を利用できるよう県営都市公園内にある公園遊具や休憩施設に抗菌加工を施すとともに、健康遊具のない県営都市公園（北勢中央公園、大仏山公園）内に健康遊具を備えた健康増進エリアを設置します。

・街路について

○通学路の安全確保に係る事業

桑部播磨線街路事業（桑名市）

野町国府線街路事業（鈴鹿市）

服部橋新都市線街路事業（伊賀市）

○緊急輸送道路の無電柱化に係る事業

外宮度会橋線（第2工区）街路事業（伊勢市）

外宮常磐線街路事業（伊勢市）

尾鷲港新田線街路事業（尾鷲市）

3 景観づくり

(1) 現状

三重県景観計画に基づき、良好な景観形成に向けた取組を実施しています。

(2) 取組方針

地域が主体となる景観づくりに向け、県民や市町への必要な情報提供等を行うとともに、景観法等に基づく制度や手法を活用し、良好な景観づくりにつながる規制・誘導を行います。

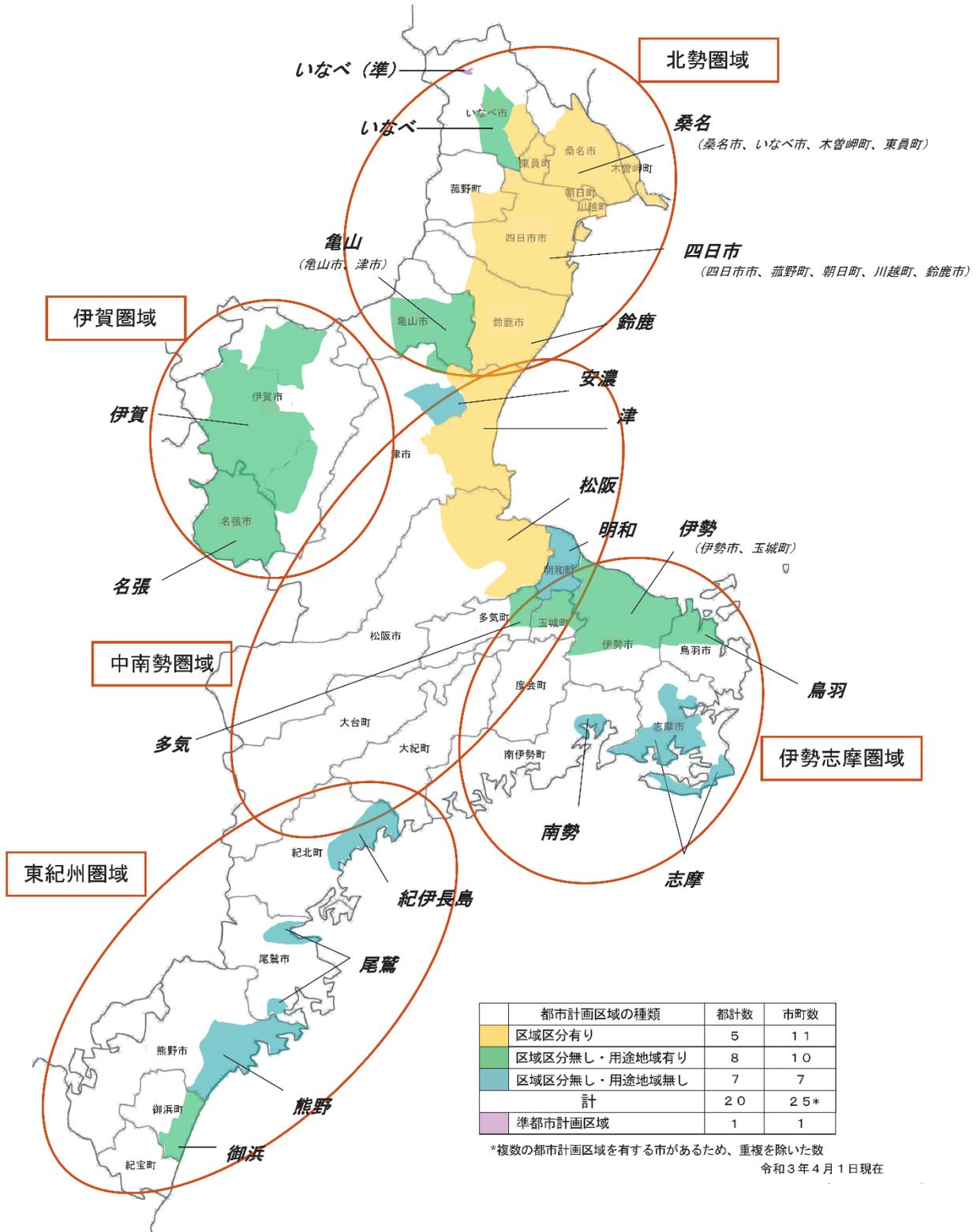
(3) 令和3年度の主な取組

地域の実情に応じた良好な景観形成を進めるため、市町の景観行政団体への移行に係る支援を継続します。

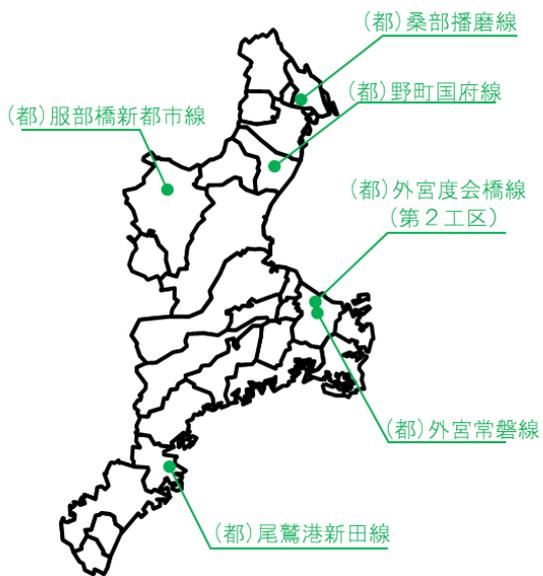
景観法に基づく建築物等の規制・誘導及び三重県屋外広告物条例に基づく違反広告物の是正・指導を継続します。

平成30年3月に三重県屋外広告物条例を改正し、平成30年10月から屋外広告物の点検義務の対象を拡大したため、引き続きその遵守に向けた啓発活動を行います。

都市計画区域図



街路事業箇所図



服部橋新都市線街路事業（伊賀市）

〔通学路の安全確保に係る事業〕 L=652m

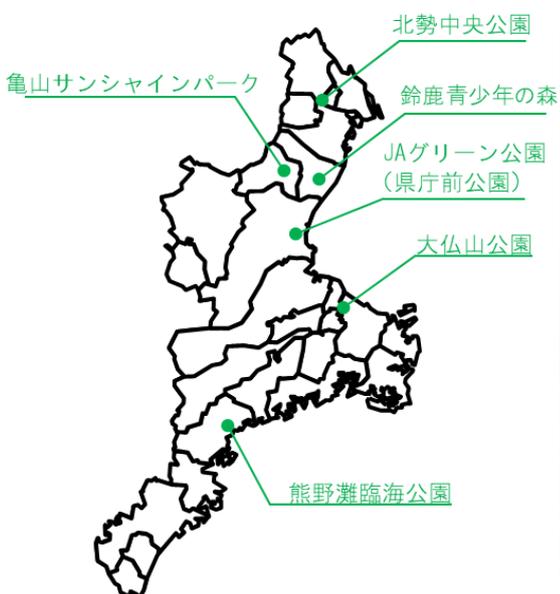


外宮度会橋線（第2工区）街路事業（伊勢市）

〔緊急輸送道路の無電柱化に係る事業〕 L=670m



都市公園箇所図



北勢中央公園（四日市市・いなべ市・菟野町）



下水道の整備

1 現状

(1) 快適な生活環境と健全な水環境を維持するため、県及び市町では「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき下水道の整備を行っています（【表－1】）。

県は、3流域6処理区において「流域下水道」の整備を進めており（【表－2】）、市町は「公共下水道」として、流域下水道に接続する流域関連公共下水道（15市町）と、市町が独自で汚水処理する単独公共下水道（11市町）の整備を進めています。

流域下水道では、南部浄化センター第2期整備事業の処理施設の建設や宮川流域下水道の幹線管渠の延伸に取り組んでいます。引き続き、市町との連携を図り、下水道の未普及地域の解消を進めています。

【表－1】生活排水処理施設の種類の普及率

生活排水処理施設の種類の種類	普及率 R1末(%)	整備完了時(%)
下水道	55.9	81.6
農業集落排水施設等	5.1	4.8
漁業集落排水施設	0.3	0.5
コミュニティ・プラント	0.2	0.0
市町設置型浄化槽	1.0	2.9
個人設置型浄化槽等	23.5	10.2
合計	86.0	100.0

【表－2】流域下水道

流域下水道	処理区
北勢沿岸	北部
	南部
中勢沿岸	志登茂川
	雲出川左岸
	松阪
宮川	宮川

(2) 県は、経営基盤の計画的な強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的に、固定資産調査、企業会計システム構築などを行い、令和元年12月に三重県流域下水道条例を改正のうえ、令和2年4月1日から地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計に移行しています。

なお、公営企業会計への移行にあたり、令和2年度から令和11年度までの経営の基本計画である「三重県流域下水道事業経営戦略」を令和2年3月に策定しています。

2 取組方針

(1) 生活排水処理アクションプログラムに基づき、下水道の普及率向上のため、浄化センターの整備と幹線管渠の延伸を進めます。また、地震、津波対策にも取り組みます。

(2) 複式簿記による会計処理、固定資産管理及び流域下水道施設の維持管理を適正に実施し、健全な事業運営に取り組みます。

3 令和3年度の主な取組

(1) 各処理区での主な取組

- ・ 南部浄化センター第2期整備事業の処理施設の建設を実施
- ・ 宮川流域下水道（宮川処理区）の伊勢市、明和町地内で幹線管渠の延伸
- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による地震対策・老朽化対策の実施（6処理区）
 - ▷ 北部・南部浄化センターの汚泥脱水機棟耐震補強工事を実施
 - ▷ 宮川浄化センターの管理本館や発電機棟の耐津波対策工事を実施
 - ▷ 志登茂川浄化センター、雲出川左岸浄化センター、松阪浄化センターの津波対策検討を実施
 - ▷ 北部浄化センターの送風機機械設備更新工事

(2) 健全な事業運営

- ・ 地方公営企業法に基づく企業会計予算の調製、会計処理及び固定資産管理を実施
- ・ 「三重県流域下水道事業経営戦略」に基づく施設設備の点検・調査及び修繕・改築の計画的な実施により、維持管理に係るコスト縮減の取組を継続的に実施

南部浄化センター第2期整備事業



4 令和2年度決算見込みの概要

(1) 損益計算書（令和2年度決算見込み）

- ・ 損益計算書は、令和2年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、1年度間の経営成績を表しています。
- ・ 収益の主なものは営業収益であり、これは流域下水道施設の維持管理に係る、流域関連市町からの維持管理負担金収益等です。
- ・ 費用の主なものは営業費用であり、これは流域下水道施設の維持管理に係る委託料や減価償却費等です。

(単位:百万円 税抜き)

	R1(H31)	R2	R2-R1	対前年度比 %
営業収益	-	5,059	5,059	-
営業費用	-	11,969	11,969	-
営業損益	-	△ 6,910	△ 6,910	-
営業外収益	-	7,928	7,928	-
営業外費用	-	660	660	-
経常損益	-	358	358	-
特別利益	-	82	82	-
特別損失	-	93	93	-
純損益	-	347	347	-
前年度繰越利益剰余金等	-	-	-	-
当年度未処分利益剰余金	-	347	347	-

※百万円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。

※令和2年度から公営企業会計に移行しているため、令和元年度の損益情報はありません。

(2) 貸借対照表（令和2年度決算見込み）

- ・ 貸借対照表は、流域下水道事業の令和2年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政の状態を表しています。
- ・ 資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されています。固定資産の主なものは、浄化センターや幹線管渠等の有形固定資産です。
- ・ 負債は、企業債の固定負債、企業債（1年以内償還分）や未払金等の流動負債、及び国庫補助金等の繰延収益で構成されています。
- ・ 資本は、資本金と剰余金で構成されています。

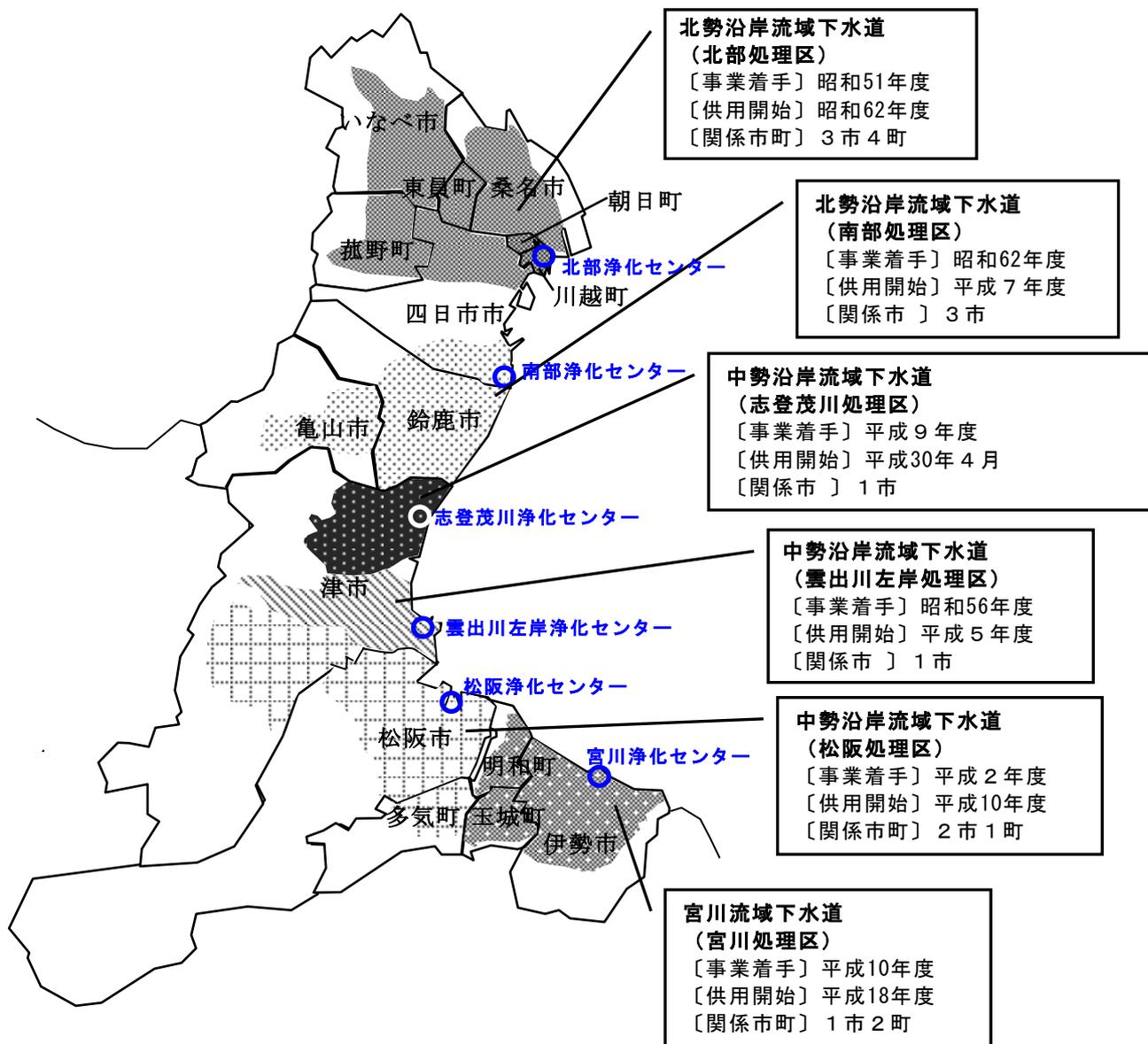
(単位:百万円 税抜き)

	R1(H31)末	R2末	R2-R1	対前年度比 %
固定資産	238,287	236,331	△ 1,956	99.2
流動資産	2,957	3,525	568	119.2
資産合計	241,244	239,856	△ 1,388	99.4
固定負債	39,930	38,683	△ 1,247	96.9
流動負債	5,635	5,956	321	105.7
繰延収益	166,390	165,581	△ 809	99.5
負債合計	211,955	210,220	△ 1,735	99.2
資本金	9,619	9,619	0	100.0
剰余金	19,670	20,017	347	101.8
資本合計	29,289	29,636	347	101.2
負債資本合計	241,244	239,856	△ 1,388	99.4

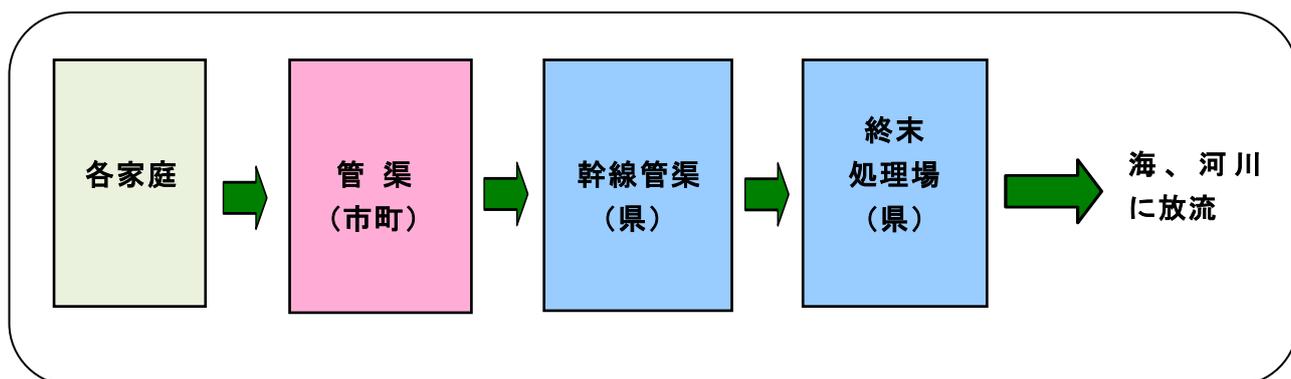
※百万円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。

※令和2年度から公営企業会計に移行しているため、令和元年度は令和2年4月1日を記載しています。

流域下水道計画処理区域図



汚水の流れ (流域下水道)



適確な建築・開発行政の推進

1 現状

(1) 三重県の建築行政の概要

安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき新築等の建築確認申請等許認可の審査や中間検査、完了検査を行うとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物等に係る定期報告の審査や立入指導などを行っています。

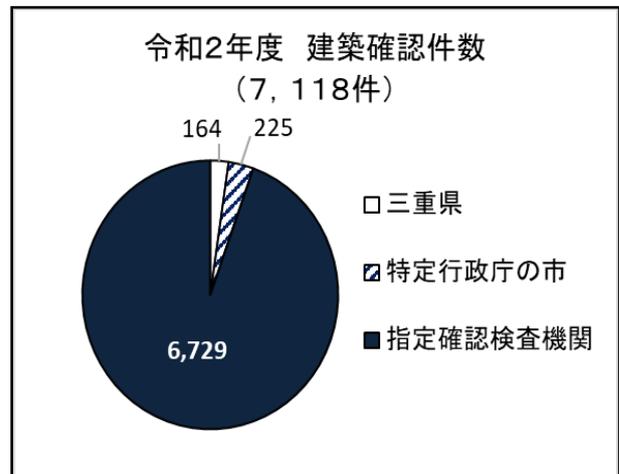
県では、円滑な建築行政を推進するため、市への権限移譲を行っています。

① 建築確認件数

平成11年5月の建築基準法改正により、民間の指定確認検査機関も建築確認業務を実施できるようになり、その割合は約95%になっています。

県では、指定確認検査機関の審査体制等を確認するため、立入調査を実施しています。

適正な確認検査の実施のため、各特定行政庁、指定確認検査機関との会議を開催し、情報共有や意見交換を行っています。



② 権限移譲の状況

特定行政庁	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市
限定特定行政庁(※)	伊賀市、名張市、亀山市

(※ 小規模な建築物に関する建築行政を行う。)

(2) 三重県の開発行政の概要

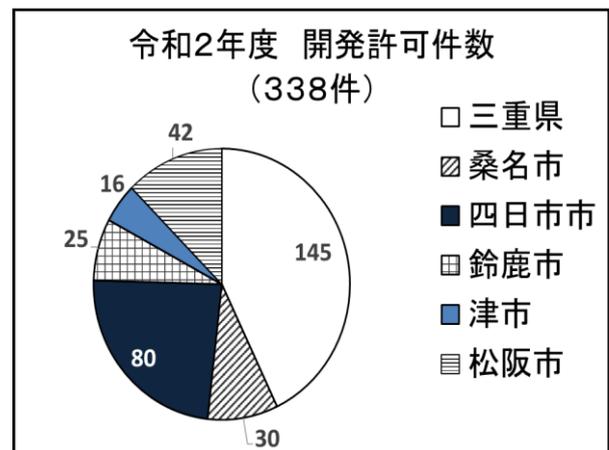
適正な土地利用及び安全な宅地を確保するため、都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発許可申請の審査、開発工事の完了検査などを行っています。

開発行政においても、市への権限移譲を行っています。

① 開発許可件数

権限を移譲するごとに県の許可件数は減少し、その割合は、令和2年度は約43%になっています。

適正な許認可事務執行のため、開発行政庁会議を開催し、情報共有や意見交換を行っています。



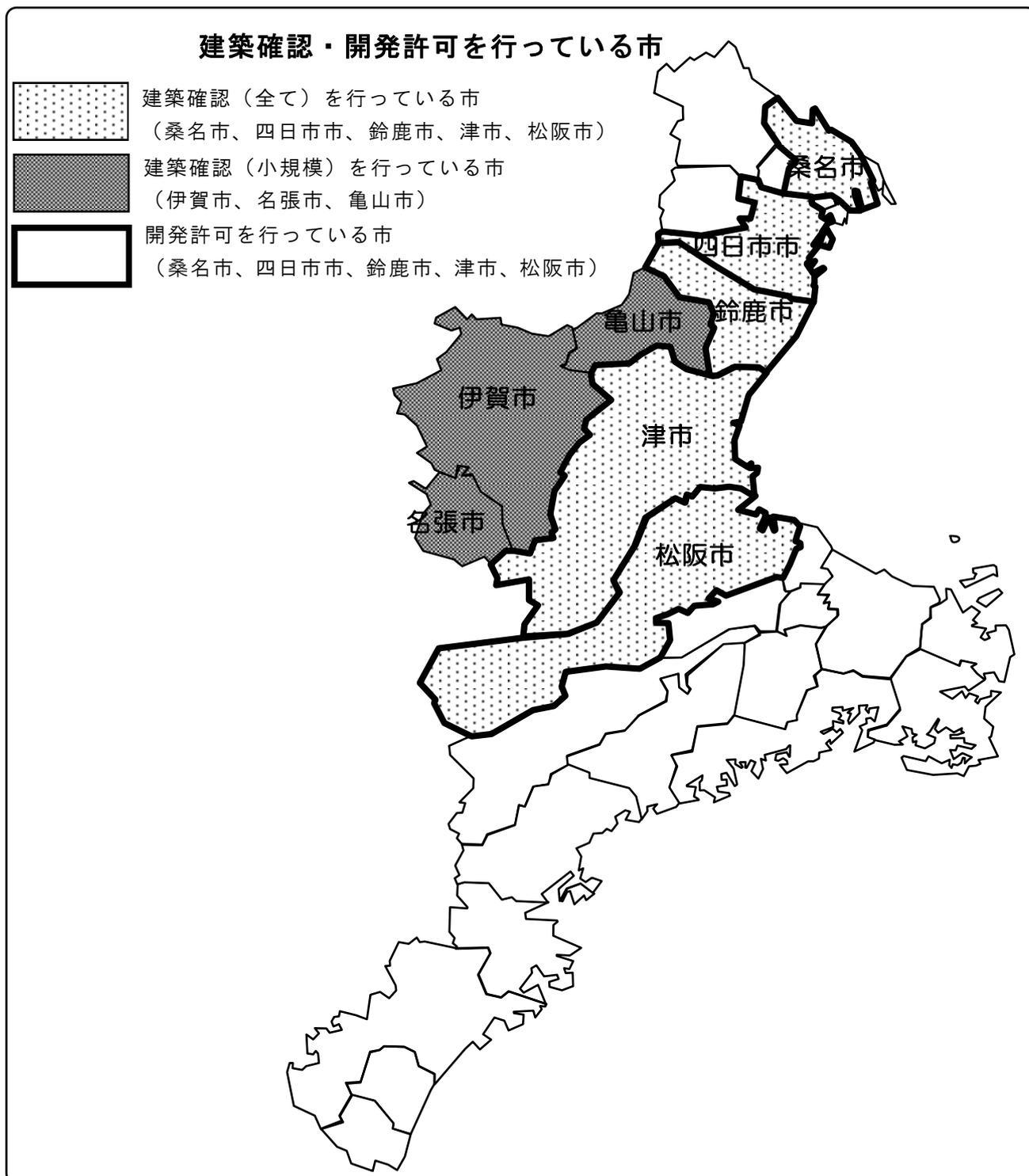
② 権限移譲の状況

令和2年度に松阪市へ権限を移譲しました。

権限移譲市	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市
-------	---------------------

2 令和3年度の主な取組

建築物及び宅地の安全確保に向け、引き続き市町等と連携して指導・助言に取り組みます。



住宅・建築物の耐震対策

1 現状

本県では、県民の生命や財産を守るため、住宅及び建築物の耐震化の目標や具体的な取組を示す「三重県建築物耐震改修促進計画」を令和3年3月に改定し、令和7年度までの計画として耐震対策に取り組んでいます。

(1) 住宅の耐震化

令和2年度末時点で住宅の耐震化率は85.1%で、耐震基準を満たしていない住宅は約10.1万戸と推計されており、南海トラフ地震等に備えた耐震化促進に取り組んでいます。

(2) 建築物の耐震化

耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物（以下、「大規模建築物」）や緊急輸送道路を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物（以下、「避難路沿道建築物」）について、補助制度を活用して耐震化促進に取り組んでいます。

2 取組方針

(1) 住宅の耐震化

- ・ 様々な手法により所有者等への耐震化の普及啓発を行うとともに、昭和55年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅を対象に耐震診断や耐震改修工事、耐震性のない空き家除却の補助事業を進める市町の支援を行います。
- ・ 耐震診断から設計、工事につながるように工事費の低廉化等の取組を進めます。

(2) 建築物の耐震化

- ・ 大規模建築物については、全て耐震診断を終えています。耐震設計や改修の進捗管理をすることで早期の耐震化を促します。
- ・ 避難路沿道建築物については、耐震診断を実施していない又は耐震性のない建物所有者等に耐震診断、耐震改修の重要性等の説明を行うことで耐震化に対する意識を高めます。

3 令和3年度の主な取組

(1) 住宅の耐震化

- ・ 直接住民に働きかける戸別訪問や耐震改修相談会は、耐震化促進の効果が高いため、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、市町、建築関係団体と共に、今後も実施するほか、コロナ禍において対面によらない啓発方法として、ダイレクトメールや回覧板など効果的な啓発方法を検討、実施します。
- ・ 耐震化に係る補助や耐震性のない空き家除却に補助を行うなど必要な市町支援を継続します。

- ・耐震改修工事件数が低迷しているため、耐震診断から設計、工事につながるように、補強設計の補助額を増額するとともに、設計者や施工者に加え、住民に対しても低コストの耐震改修工法等の普及を図ります。

(2) 建築物の耐震化

- ・大規模建築物については、引き続き市町と協力の上、文書通知や訪問等を行い、国の補助制度を紹介するなど耐震化を働きかけます。
- ・避難路沿道建築物については、引き続き診断結果の報告がない所有者等への指導や市町と連携した訪問等により、診断実施を働きかけるとともに、結果の公表に向けた準備を進めます。また、耐震性のない建物所有者等に対して、耐震改修の実施を促すとともに、市町に対して支援制度の創設を働きかけます。

住宅政策の推進

本県では、豊かな住生活を育むとともに多様化する居住ニーズに応えることを目的として、住宅政策の推進に取り組んでいます。

1 安全で快適な住まいづくり

(1) 現状

① 空き家対策

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町は空家等対策計画の策定やこれに基づく対策を実施し、県はこれら市町の取組に対して必要な支援を行っています。

② 住宅セーフティネットへの取組

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、高齢者などの住宅確保要配慮者が円滑に入居できる賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の登録推進等に取り組んでいます。

(2) 取組方針

① 空き家対策

- ・空家等対策計画を策定予定の市町に対する必要な助言や支援を行うとともに、策定時期が未定の市町には早期策定を促します。
- ・空き家除却事業や空き家活用事業を進める市町の支援を行います。

② 住宅セーフティネットへの取組

セーフティネット住宅の登録促進に向け、制度の普及に取り組むとともに、市町や社会福祉協議会、不動産関係団体、居住支援法人等と連携した住宅確保要配慮者の居住支援活動に取り組みます。

(3) 令和3年度の主な取組

① 空き家対策

- ・市町や不動産関係団体等が参加する空き家に関する連絡会議を開催し、取組事例等の情報共有のほか、空き家対策の課題についてテーマを設定し検討を行います。
- ・特定空家等の除却に係る略式代執行の実施や耐震性のない空き家の除却、空き家の改修工事に補助を行う市町に対して、財政支援を行います。

② 住宅セーフティネットへの取組

- ・居住支援フォーラムを開催するとともに、各市町が行う住宅相談会の開催を支援します。
- ・セーフティネット住宅の登録を普及させるため、民間賃貸住宅を管理する事業者の研修会や、宅建取引士、宅建事業者向けの講習会等の機会をとらえ、制度周知を図っていきます。

2 県営住宅の管理

(1) 現状

① 入居状況

59 団地（277 棟、管理戸数 4,019 戸）中、入居可能戸数は 3,421 戸、そのうち入居中の戸数は 2,348 戸、入居率 68.6%となっています（令和 3 年 4 月 1 日現在）。

② 維持管理

- ・新規建設や建替えではなく、既設住宅を最大限活用し、既存県営住宅の長寿命化のための外壁改修やバリアフリー化等住戸内改善により居住環境の向上を図っています。
 - ・公営住宅法に定める耐用年限を経過し老朽化した県営住宅については、改善事業は行わず、空き住棟になり次第、除却等を進めています。
 - ・平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入しています。
 - 北勢ブロック : 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
 - 中勢伊賀ブロック : 伊賀南部不動産事業協同組合
 - 南勢ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体
 - 東紀州ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体
- ※いずれも指定期間は令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間

(2) 取組方針

- ・「三重県公営住宅等長寿命化計画」（令和 2 年度～令和 12 年度）に基づき、外壁や屋上等の改修及びバリアフリー化等の住戸内改善を計画的に推進します。
- ・耐用年限を超えるなど老朽化が著しい県営住宅については、統廃合に向けた取組を進めます。
- ・入居者資格や連帯保証人の要件の緩和、住環境整備等により、入居者の増加に取り組みます。

(3) 令和 3 年度の主な取組

- ・長寿命化等の対策として 5 団地 5 棟で外壁改修などの工事を、5 団地 5 棟で次年度以降施工予定の設計を行います。
- ・高齢者向けのバリアフリー化や子育て世帯向けの間取り改修などの住戸内改善を行います。
- ・入居者が退去し空き住棟となった老朽化住宅の解体工事の設計を行います。
- ・連帯保証人の要件の緩和を行い、居住の安定を必要とする県民の入居を容易にします。
- ・「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」の趣旨に基づき、パートナーシップ制度の導入と合わせて、同性パートナーの入居を認めていきます。
- ・引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方に一時入居を認めるほか、家賃の減免を行います。

三重県 県営住宅位置図

(令和3年4月1日現在)

○印付き団地：政策空家

所在地	団地名	所在地	管理戸数
鈴鹿市	高岡山社の郷	高岡台4丁目	135
	○十宮	十宮4丁目	25
	桜島	桜島5丁目	200
亀山市	鹿島	北鹿島町	16
鈴鹿建設事務所管内 (4団地)			376

所在地	団地名	所在地	管理戸数
伊賀市	○依那具	依那具	16
	カーサ上野	ゆめが丘2丁目	80
	○荒木	荒木	113
	○清水ヶ谷	緑ヶ丘中町	8
	服部	服部町向上川原	56
	木根	長田字寺垣内	8
名張市	蔵持	蔵持芝出	24
伊賀建設事務所管内 (7団地)			305

所在地	団地名	所在地	管理戸数
桑名市	○森忠	森忠	23
	川成	矢田	56
桑名建設事務所管内 (2団地)			79

所在地	団地名	所在地	管理戸数
菟野町	○大羽根	大羽根	10
川越町	豊田一色	豊田一色	34
四日市市	高見ヒルズ	市場町	60
	あこず	赤水町	166
	河原田	河原田町	72
	高花平	高花平5丁目	24
	笹川	笹川9丁目	366
笹川第2	笹川3丁目	88	
○泊山	泊村	6	
四日市建設事務所管内 (9団地)			826

所在地	団地名	所在地	管理戸数
津市	千里	千里ヶ丘	470
	サンシャイン千里	千里ヶ丘	98 (2)
	白塚	白塚町白池	200
	一身田	一身田町	388
	○江戸橋	江戸橋2丁目	108
	○島崎	島崎町	24
	パールハイツ西丸之内	西丸之内	34
	榑戸	榑戸	88
	船頭町	船頭町	60
	○半田	半田高松	26
	結城	大字津興	120
	○野村	久居野村町	10
	新町	久居新町	48
	ミレニ北口	久居北口町	24
津建設事務所管内(特公賃は外数) (14団地)			1698 (2)

所在地	団地名	所在地	管理戸数
松阪市	エスベラント末広	末広町2丁目	68 (2)
	大黒田	五月町	48
	粥田	田村町をこそ	88
	五反田	五反田町2丁目	40
	○宝塚	宝塚町	28
	○上川	上川新田	44
	上川第2	上川登り立ち	88
	和屋	和屋町字鏡田	56
松阪建設事務所管内(特公賃は外数) (8団地)			460 (2)

所在地	団地名	所在地	管理戸数
尾鷲市	泉	中井浦字泉	16
	○堀ノ内	南浦小川西町	6
	古江	古江町宮の浜	16
尾鷲建設事務所管内 (3団地)			38

所在地	団地名	所在地	管理戸数
伊勢市	城田	栗野町	31
	辻久留	辻久留3丁目	20
	○清水谷	辻久留3丁目	16
	旭	旭町	20
	西豊浜	西豊浜町	24
	五十鈴川	二見町西	24
伊勢建設事務所管内 (6団地)			135

所在地	団地名	所在地	管理戸数
鳥羽市	○安楽島	安楽島町	8
	○堅神	堅神	6
志摩建設事務所管内 (2団地)			14

所在地	団地名	所在地	管理戸数
熊野市	井戸	井戸町字栗須	16
	井土	井戸町字井之上	16
	久生屋	久生屋字姥前	16
	御浜町	オレンジハイツ御浜	36
熊野建設事務所管内 (4団地)			84

※特定公共賃貸住宅(県営住宅に併置)		
住宅名	所在地	管理戸数
サンシャイン千里	津市河芸町千里ヶ丘	2
エスベラント末広	松阪市末広町2丁目	2
特公賃計		4

	管理戸数合計	団地数合計
一般公営住宅	4,015	59
特定公共賃貸住宅	4	
合計	4019	59

工事検査

1 検査の目的

三重県が発注した工事が完成し、その代価を支払う際には、契約どおりに工事目的物が完成しているか確認する必要があります（地方自治法第234条の2）。そのため、工事完成後、または必要に応じて施工途中で工事検査を実施します。

2 検査の対象

工事検査は、副知事を本部長とする「公共事業総合推進本部」の所掌事務として、中立・公正な立場で、農林水産部・県土整備部等の知事部局、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所管するすべての建設工事及び測量・調査・設計業務を対象に行います。

3 検査の種類

工事検査の種類は次のとおりです。

(1) 完成検査

工事の完成を確認するための検査です。

(2) 出来高部分検査

工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合などにおいて、その出来高を確認するための検査です。

(3) 中間検査

工事の完成時には確認できなくなる部分等について、工事の施工途中で、施工済部分を確認する必要がある場合に行う検査です。

4 実施方法

工事検査は、次の3つの方法により、三重県建設工事検査規則に基づいて実施しています。

(1) 委託検査

現地で行う実地検査を外部委託し、完成認定を県が行う検査です。

実地検査については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき公共工事発注者支援機関として認定された公益財団法人三重県建設技術センターへ業務委託しています。実地検査員としての資格を有する同センター職員が、施工状況や工事目的物の出来形・品質などの確認を行い、その後、県の工事検査担当職員が、提出させた実地検査報告を精査し、工事の完成認定を行います。

(2) 直営検査

工事検査担当の職員が直接行う検査です。

電気機械設備・営繕工事等は、年間の検査件数も少ないことから、県が直接検査を行います。

(3) 臨時検査員検査

工事検査担当職員以外の職員から任命した臨時検査員が行う検査です。

工事検査が同日に多数重なり、委託検査で対応できない場合に行います。

なお、検査対象工事に関係する課以外の職員が検査を行い、公正性を確保しています。

5 検査実績

(単位：件)

	委託検査	直営検査	臨時検査員検査	合計
平成30年度	2,376	250	452	3,078
令和元年度	2,226	320	347	2,893
令和2年度	2,309	229	421	2,959